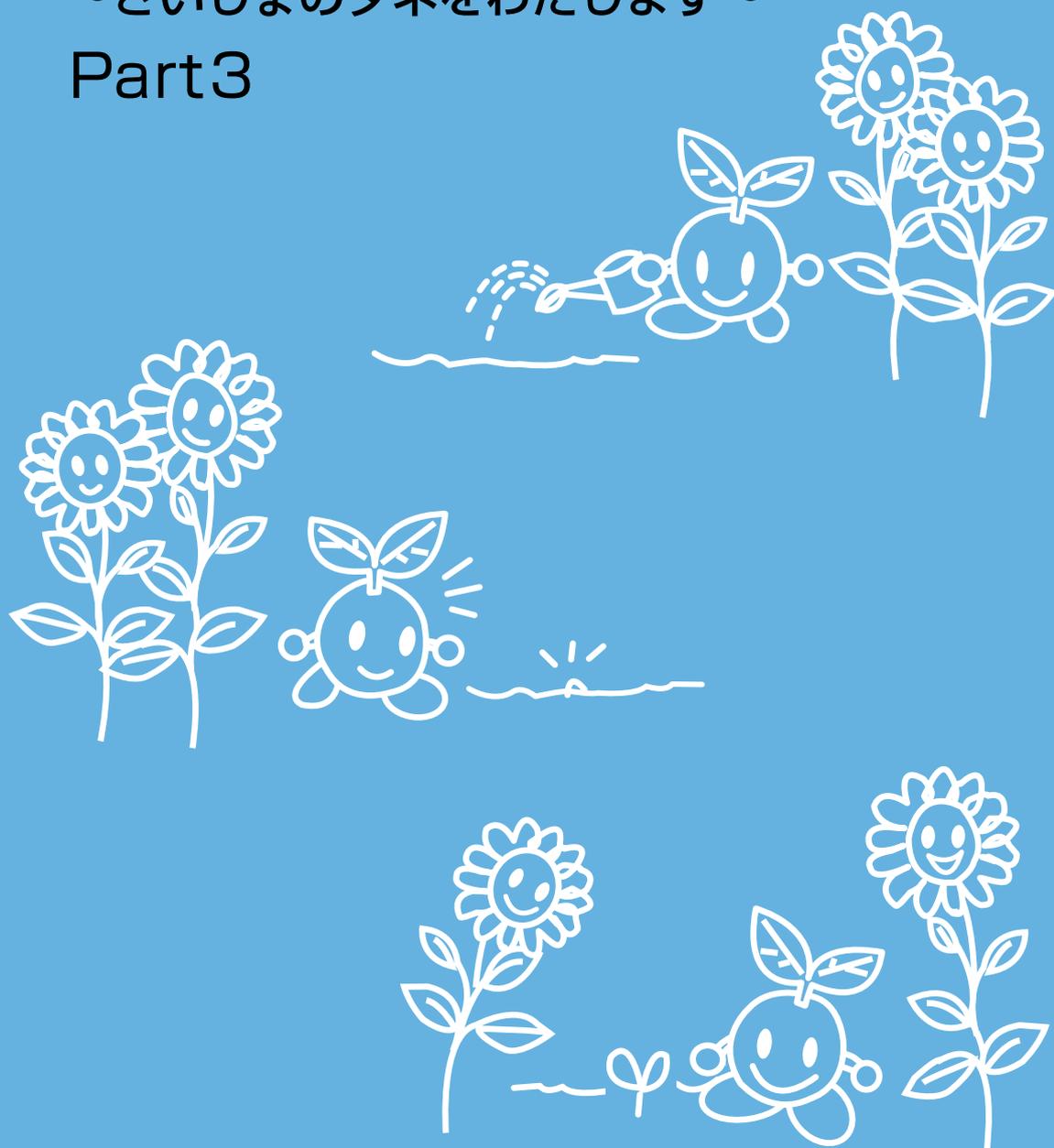


みんなでつくる

人権学習

～さいしよのタネをわたします～

Part3



高知県教育委員会

はじめに

人権学習研修マニュアルの作成にとりかかって、3年がたちました。これまで作成してきた「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」のPart1とPart2は、おかげさまでさまざまに活用していただいています。「こんなこと、身近にあるよね」「楽しかった」「これなら私にもできそう」といったうれしい声がたくさん届けられています。

今回のPart3は、昨年度からはじめました「人権教育コーディネーター養成講座」とリンクさせ、その学習内容や成果を盛り込みました。研修会の場づくりや準備物、学習の進め方など、人権学習担当者として是非参考にさせていただきたいものを載せてあります。

この本の作成にあたっては、次のことをめざしました。

- ◆地域の人権学習担当者が、自分たちでやってみようと思うものをつくろう！
- ◆地域の人が知りたいと思うような、また、高知県ならではの身近な内容や話題（話のタネ）を提供しよう！
- ◆参加者が自分のエピソードを交えながら話し合うことをとおして、共感し、さまざまな人権課題に気づいてもらえるようにしよう！
- ◆人権学習担当者も参加者も、元気が出るもの、「人権って大切」「おもしろい」と思ってもらえるものをつくろう！
- ◆人権課題解決に向けて行動する仲間をもっと増やしていこう！

今回は、県民に身近な人権課題のなかで「子どもの人権」「HIV感染者等の人権」についての「さいしょのタネ」をおわたします。

それぞれの学習教材では、はじめに「話のタネ」だけ載せています。まずはこれを見て、ねらいや伝えたいこと、すすめ方などを自分で考えてみてください。なお、「話のタネ」はそのままコピーして使えるようにしています。また、人権教育課ホームページからダウンロードすることもできます。（<http://www.pref.kochi.jp/jinkyou/>）

次のページからは、この「話のタネ」で人権学習を行う際のねらい（「Point ポイント

それぞれの地域の実態や、参加者の人数・男女比・年齢構成などによって、「話のタネ」を提示する方法、時間配分などを工夫して活用していただければと思います。

みなさんがこの本を使って研修をされたとき、いろいろな感想をもたれると思います。そういった感想や改善すべき点をぜひ教えてください。それをもとに、さらに充実したものにしていきたいと思っています。

また、話し合いのなかで語られたその地域ならではのエピソードを集めていくことで、今後、みなさんとともに「高知ならではの」学習教材を開発することができればと考えています。

2006（平成18）年3月

この本の使い方

全体で「1時間30分～2時間の研修」をイメージしての大まかな流れです。

今日の「ねらい」をしっかりもちましょう！

参加者の意見は「十人十色」です！

「担当者としての『いろは』」を51ページからのせてありますので参考にしてください。

1 ウォーミングアップする時間を少しもうけましょう。
(10～30分程度)

2 この本に載せている「話のタネ」を提供して、参加者のみなさんに話し合ってもらいましょう。
(60～90分程度)

※話し合いのなかで参加者から出されるエピソードを書き留めておく（メモ帳や黒板を利用するといいでしょう）、3のところで役立ちます。また、そのエピソードを事務局までお送りください。

3 話し合いで出てきたエピソードや意見、「Point ポイント」をおりませながら、担当者の感想を伝えましょう。
(10分程度)

参加者が「居心地がいい」ことが大切です！

助走です。その距離は参加者によって変えてみましょう！

話題提供のしかたは何通りもあります。工夫してみるのも楽しい！

担当するあなたも「参加者の一人」として感想を伝えましょう

カンペキを求めなくてもいいし、無理にまとめようとしなくてもいいです。参加者一人一人の気づきを大切にしましょう。

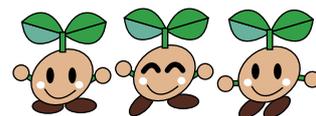
担当者の方へのごお願い

- ★「話のタネ」を提供して参加者が話し合う内容をじっくり聴いてください。
- ★「話のタネ」から触発されて、地域ならではのエピソードなどが語られると思います。そのエピソードを発言者の確認をとって、後日、高知県教育委員会事務局人権教育課まで送ってください。
- ★この学習教材を実施しての感想、うまくいった点やうまくいかなかった点などを送ってください。

送ってくださった内容を整理して、今後「高知ならではの話題集」をまとめたいと思います。ご協力をお願いします。

みなさんの意見を研修会やホームページで広めていきます。

もくじ



はじめに	1
この本の使い方	2
<hr/>		
話のタネ		
【子どもの人権】		
SEED 1 高知県こども条例すごろく	6
SEED 2 どうして、ぶつの…	12
SEED 3 おとなの宿題	16
SEED 4 あなたならどうしますか？	20
SEED 5 最近、気になること	22
【H I V感染者の人権】		
SEED 6 本当に知っている？H I V感染症！	26
SEED 7 とともに生きるとは…	30
SEED 8 ヒューマン通りの喫茶店 Part3	34
【ハンセン病回復者の人権】		
SEED 9 本当に知っている？ハンセン病！	38
SEED 10 本当に怖いのは…	42
SEED 11 大島青松園からのメッセージ	46
<hr/>		
担当者としての「いろは」	51
ふりかえりシート	61
みなさんの力をお貸してください	63
あなたの地域からのエピソード提供	64
担当者のみなさんのご意見	65

話のタネ

「子どもの人権」からひろげる話のタネ

SEED 1 「高知県子ども条例すごろく」

SEED 2 「どうして、ぶつの…」

SEED 3 「おとなの宿題」

SEED 4 「あなたならどうしますか？」

SEED 5 「最近、気になること」

「HIV感染者の人権」からひろげる話のタネ

SEED 6 「本当に知っている？HIV感染症！」

SEED 7 「ともに生きるとは…」

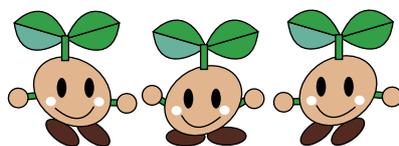
SEED 8 「ヒューマン通りの喫茶店 Part3」

「ハンセン病回復者の人権」からひろげる話のタネ

SEED 9 「本当に知っている？ハンセン病！」

SEED 10 「本当に怖いのは…」

SEED 11 「大島青松園からのメッセージ」



高知県子ども条例すごろく

ふりだし



第1章 はじめに

第1条

めざすもの

その場に立って、
大きな声で第1条
を読みあげよう



第2条

この条例が
定めるもの

高知県子ども条例
はいつ公布・施行
されましたか？



第3条

子ども

あなたにとって
こどもって何歳まで？



第4条

大切にしたい
考え方

あなたにとっての
大切な人は誰？

第2章 自分を探す

第6条

学ぶ

今、一番関心
のあることは何？

第5条

あるがままで
愛される

どんな言葉でほめられる
とうれしい？
(周りの人はその言葉で
ほめましょう)



第10条

人と交わる

あなたが今まで
出会って、一番
印象に残ってい
る人は？

第7条

有害な環境
から守れる

こどもにとって、ない
ほうがいいものを一つ
考えてみよう

第3章 夢を持つ

第8条

自分の権利を
知る

こどもの権利って、
どんな権利？

第9条

夢を持ち続
ける

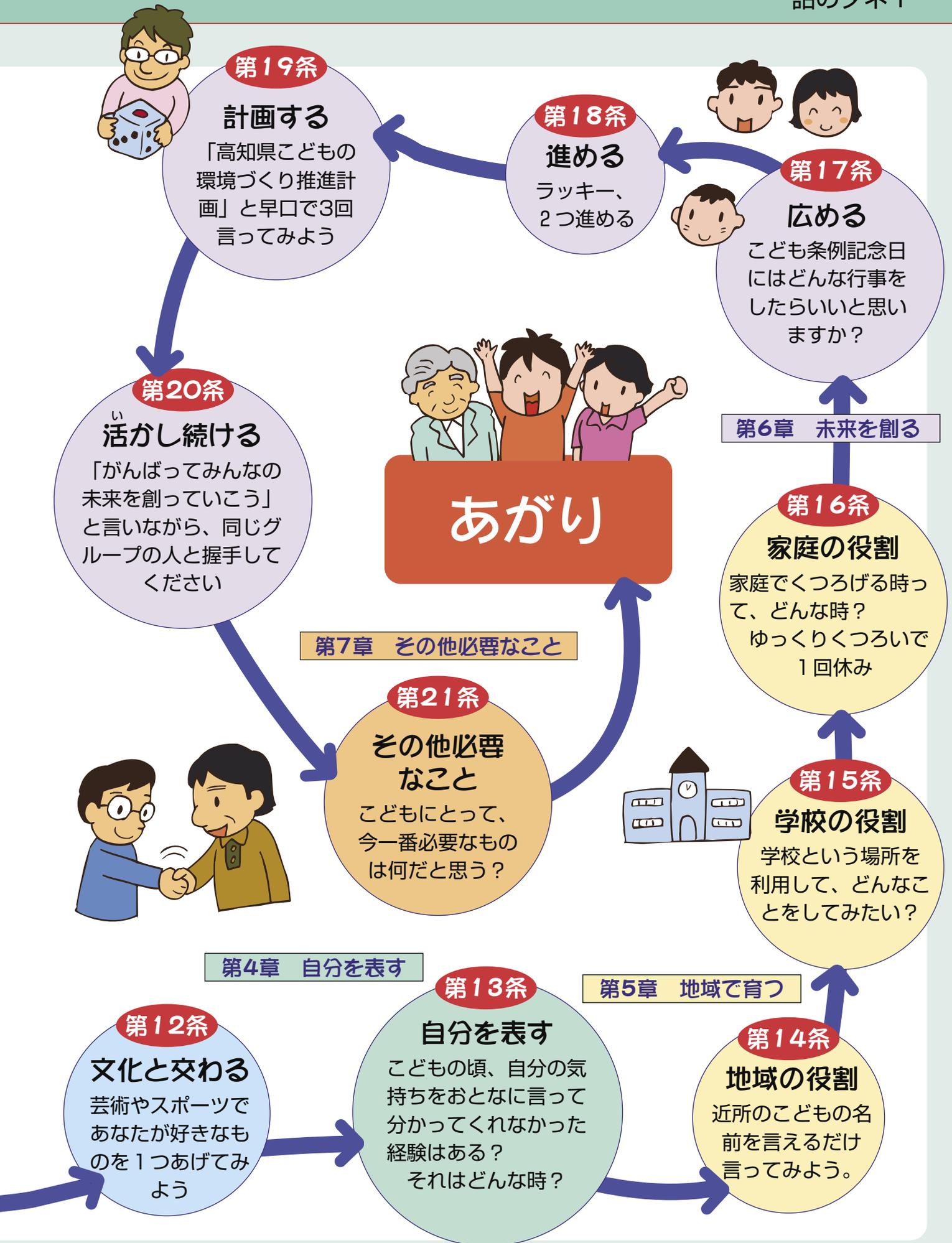
あなたのこども
の頃の夢って、
どんな夢？



第11条

自然と交わる

自然の中で遊んだ
思い出を一つあげ
てみよう



Point ポイント

高知県子ども条例は県民参加によって作成されました。また、その目的は、高知県の未来を担うすべての子どもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに育つこととしています。子ども条例を実効性のあるものにしていくには、子どもを一人の人間として認め、子どもとおとながきちんと向き合うことから始まります。高知県子ども条例すごろくで、その内容にふれ、子どもとおとながいい関係を築いていくにはどうしたらいいかを考えてみましょう。

すすめ方の例

- 1 4～6人のグループをつくります。
- 2 「話のタネ」、子ども条例の条文（資料）、サイコロ、コマを配ります。
- 3 担当者は、高知県子ども条例の前文を読みながら、前文に書かれてある大切にしたいことを確認します。

前文に書かれてある大切にしたいこと

- ・子どもを一人の人間として認めること
- ・子どもとおとながきちんと向き合うこと
- ・人と人とのつながりや、地域のつながりを取り戻すこと
- ・県民みんなで取り組みを進めていくこと

- 4 すごろくは次のように行います。
 - ①サイコロを振って一番大きな数を出した人から、時計回りに一人ずつ交代で進めます。
 - ②止まったところの条文を読みあげてから、止まったマスに書かれてあることに答えてください。後からサイコロを振って、同じマスに止まった人は止まったところの条文を読みあげませんが、マスに書かれてあることには答えてください。
 - ③すべての人が、あがるとすごろくは終了です。

準備するもの

- 話のタネ(すごろく)：グループに1枚
- サイコロ：グループに1個
- 高知県子ども条例の条文：参加者数
- コマ：参加者数

グループの人は、
答える人の意見を真剣に聞いて、
質問や感想を言いましょう。
話し合いは、“まじめな雑談”
を大事にします。

- 5 子どもとおとながいい関係を築いていくために必要なことは何かをグループで話し合います。
- 6 グループで話し合った内容を代表者が発表して全体で共有します。
- 7 話し合いのなかで出てきた意見や Point ポイントなどをおりませながら、担当者の全体を通しての感想を言って終わります。

高知県こども条例

平成16年8月6日公布・施行

こどもは高知県の未来です。一人一人のこどもが主人公として、自分自身を探し求め、夢を持って幸せに育っていくことは、県民の願いであり、これからの高知県の豊かな未来を築いていくための重要な課題です。

そのためには、まず、日本国憲法や児童の権利に関する条約などの理念を踏まえて、こどもの人権が守られなければなりません。もちろん、こどもも社会の一員としての役割を自覚し、社会のルールや他の人の人権を守ることが必要です。しかし、なにより、社会や大人が、こどもを一人の人間として認めることが出発点になります。

こどもが幸せを感じ、豊かに育っていける社会は、同時に、人と人がうまくつながりあえるような温かい社会でもあります。このような社会をつくるためには、大人とこどもがきちんと向き合い、知恵を出し合い、失われつつある人と人とのつながりや、地域のつながりを取り戻すことが必要です。

この条例づくりの過程には、多くのこどもと大人が参加し、長い時間をかけてそれぞれの思いをまとめ、大きな力となるひとつの形にしてみました。

この条例を活かすのは、県民である、こどもと大人一人一人であり、こどもが健やかに育っていくための取組を県民みんなで進めていくことが大切です。

一人一人のこどもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることを大人が支援し、こどもが高知県で育って良かったと感じられるような社会を築くためにこの条例を制定します。

第1章 はじめに

(めざすもの)

第1条 この条例は、高知県の未来を担うすべてのこどもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つことを目的とします。

(この条例が定めるもの)

第2条 この条例は、前条の目的を達成するための基本的な考え方を県民全体で共有し、こどもが健やかに育つ環境を整えるための取組を総合的かつ計画的に進めていくことを定めたものです。

(こども)

第3条 この条例において「こども」とは、18歳未満のすべての者をいいます。

(大切にしたい考え方)

第4条 こどもは、どんな立場、条件、状況の下で育っていても、この条例の主人公であり、だれでも一人の人間として、その人格や個性が尊重されます。

2 こどもは、自分自身を大切に、他の人も大切にしなければなりません。この場合において、お互いの権利の行使が制約されることがあります。

3 だれも、こどもの人格や個性の成長を妨げるようなことをしてはいけません。

第2章 自分を探す

(あるがままで愛される)

第5条 こどもは、性格、能力、外見、性別、年齢等にかかわらず、社会の大切な一員としてだれからも愛され、受け入れられます。

第6条 だ い じ ょ う し め い せ い そ だ ま な け ん り も こ ども は、幸 せ に 育 つ た め に、た く さ ん の こ と を 学 ぶ 権 利 を 持 っ て い ま す。こ ども は、そ の
せ い ち ょ う お う な に ま な と う ひ ろ せ ん た く し っ ぱ い な ん ど ま な な お 成 長 に 応 じ て、ど こ で 何 を 学 ぶ か 等 広 く 選 択 で き、失 敗 し て も 何 度 で も 学 び 直 す こ と が で き ま す。

(有害な環境から守られる)

第7条 だ い じ ょ う し め い せ い そ だ さ ま た じ ど う ぎ ゃ く たい し ん た い て き お よ せ い し ん て き け ん り こ ども は、幸 せ に 育 つ た め に、そ の 妨 げ と な る 児 童 虐 待 を は じ め、身 体 的 及 び 精 神 的 に 有 害
か ん ぎ ょ う ち ゅ う ぐ ん ぼ あ い かん き ょ う ま も な 環 境 に 直 面 し て い る 場 合 は、そ の 環 境 か ら 守 ら れ る こ と が で き ま す。

(自分の権利を知る)

第8条 だ い じ ょ う だ い じ ょ う し め い せ い そ だ さ ま ざ ま け ん り た だ ま な し け ん り こ ども は、自 分 が 持 っ て い る 様 々 な 権 利 に つ い て、正 し く 学 び、知 る 権 利 が あ り ま す。

第3章 夢を持つ

(夢を持ち続ける)

第9条 だ い じ ょ う い ち ら し ょ う ら い け ん り も の む す す こ ども は、生 き る 力 と な る 将 来 の 夢 を 持 ち、伸 ば し、そ れ に 向 か っ て 進 む こ と が で き ま す。

(人と交わる)

第10条 だ い じ ょ う け ん り も ひ と こ う り ゅ う い いか た かん が いか た ま な こ ども は、夢 を 持 っ た め に、あ ら ゆ る 人 と 交 流 す る こ と で、た く さ ん の 生 き 方 や 考 え 方 を 学
し ゃ かい さ ま ざ ま じ ょ う ほう し く し び、社 会 の 様 々 な 情 報 や 仕 組 み を 知 る こ と が で き ま す。

(自然と交わる)

第11条 だ い じ ょ う かん せい そ う ぞ う せい け ん た か そ だ し ぜん じ っ かん た い げ ん こ ども は、感 性 や 創 造 性 豊 かに 育 つ た め に、自 然 を 実 感 し た り、体 験 し た り す る こ と が で き
ま す。

(文化と交わる)

第12条 だ い じ ょ う かん せい そ う ぞ う せい け ん た か そ だ げ い じ ゅ つ で ん と う ぶん か む か し あ そ お よ ほ か ち こ ども は、感 性 や 創 造 性 豊 かに 育 つ た め に、芸 術、ス ポー ツ、伝 統 文 化、昔 遊 び 及 び 他 の 地
い き ぶん か ぶ 域 の 文 化 に 触 れ る こ と が で き ま す。

第4章 自分を表す

第13条 だ い じ ょ う だ い じ ょ う じ ぶん お も かん す な お ひ ょ う げ ん い けん ひ ょ う め い こ ども は、自 分 が 思 っ た こ と、感 じ た こ と を 素 直 に 表 現 し た り、意 見 を 表 明 し た り す る こ と
が で き ま す。

第5章 地域で育つ

(地域の役割)

第14条 だ い じ ょ う だ い じ ょ う ち い き そ だ だ い じ ょ う ち い き じ ゅ う め ん じ ぎ ょ う しゃ だ ん たい ち い き さ ま ざ ま ひ と び と こ ども は、学 校 や 家 庭 だ け で な く、地 域 の 住 民、事 業 者、団 体 と い っ た 地 域 の 様 々 な 人 々 と
あ な か そ だ た い せ つ ち い き さ ま ざ ま ひ と び と ち い き しゃ かい の か か わ り 合 い の 中 で 育 つ こ と が 大 切 で あ る こ と か ら、地 域 の 様 々 な 人 々 は、こ ども を 地 域 社 会 の
い ち い ん そ だ た が が っ こ う か て い き ょ う り よ く つ と 一 員 と し て 育 て る た め に、互 い に、ま た、学 校、家 庭 と 協 力 す る よ う 努 め ま す。

2 ち い き さ ま ざ ま ひ と び と し ぜん ち い き ぶん か ま な しゃ かい せい や し な た い げ ん き かい て い き ょ う 地 域 の 様 々 な 人 々 は、こ ども が 自 然 や 地 域 の 文 化 を 学 び、社 会 性 を 養 う た め の 体 験 の 機 会 を 提 供 す
つ と る よ う 努 め ま す。

(学校の役割)

第15条 だ い じ ょ う だ い じ ょ う だ い じ ょ う ち い き ない き ょ て ん せ っ 学 校 は、こ ども の 学 び の 場 と し て だ け で な く、地 域 内 の つ な が り の 拠 点 の ひ と つ と し て、積
き ゃ く て き ち い き こ う り ゅ う つ と 極 的 に 地 域 と 交 流 す る よ う 努 め ま す。

2 が っ こ う ち い き い ち い ん じ ょ う ほう と う さ ま ざ ま し げ ん ち い き ひ ら ち い き か つ だ う き ょ う り よ く つ と 学 校 は、地 域 の 一 員 と し て、情 報 等 様 々 な 資 源 を 地 域 に 開 き、地 域 の 活 動 に 協 力 す る よ う 努 め ま す。

(家庭の役割)

第16条 だ い じ ょ う か て い そ だ げ ん て ん き ほ ん て き せい かつ し ゅ う かん み ば 家 庭 は、こ ども が 育 つ 原 点 で あ り、こ ども に 基 本 的 な 生 活 習 慣 を 身 に つ け さ せ る 場 と し て の
や く わ り し ん し ん や す ば や く わ り も 役 割 と 同 じ と し て 安 ら ぎ、く つ ろ げ る 場 と し て の 役 割 を 持 っ て い る こ と か ら、こ ども を 保 護
も の じ り つ しゃ かい い ち い ん せ き に ん も そ だ つ と す る 者 は、こ ども が 自 立 し た 社 会 の 一 員 と な る よ う に、責 任 を 持 っ て 育 て る よ う 努 め ま す。

2 こどもを保護する者は、地域や学校と積極的に交流するよう努めます。

第6章 未来を創る

(広める)

第17条 県は、この条例がめざすものや内容をこどもにも分かりやすい様々な手段や方法で広めていきます。

2 県は、この条例がめざすものや内容をすべての県民に広めるために、高知県こども条例記念日を設けます。

(進める)

第18条 県は、県民や市町村との連携に努め、この条例に基づく活動を進めます。

2 県は、県の取組について、こどもの視点に立って進めます。

(計画する)

第19条 県は、この条例がめざすものや内容を実現するため、高知県こどもの環境づくり推進計画(以下「推進計画」といいます。)を作成します。

2 推進計画には、次のことを記載します。

(1) こどもの意見を聴き、こどもの意見が適切に尊重される意識づくり及びこどもに関する意思決定の過程にこどもが参加できる仕組みづくりに関すること。

(2) こどもが学び直す機会及びこどもの居場所づくりに関すること。

(3) こどもの様々な体験学習の実施及びこどもの自発的な活動への支援に関すること。

(4) こどもの人権侵害に対する救済に関すること。

(5) その他県が必要と認める事項

(活かし続ける)

第20条 知事の附属機関として、高知県こどもの環境づくり推進委員会(以下この条において「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会の任務は、次のとおりとします。

(1) 推進計画の作成又は変更に関すること及び条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 推進計画に基づき県が実施するこどもの環境づくりに関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

3 推進委員会は、委員15人以内で組織します。

4 委員は、こどもに関し識見のある15歳以上のこどもを含む県民から知事が任命します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

第7章 その他必要なこと

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

どうして、ぶつの…

カード1



カード2

□、どうして□をぶつの…

Point ポイント

平成16年に児童虐待防止法が改正されました。このなかには子どもがDVを目撃することも児童虐待にあると規定されています。暴力的なことを見たり聞いたりすることは、子どもの健やかな育ちを妨げ、子どもの心に傷をつけているのです。こういったことをなくすために私たちおとなが何をすべきか話し合ってみましょう。

すすめ方の例

- 1 4～6人のグループをつくります。
- 2 最初にカード1だけを配ります。カード1を見て、参加者がイメージするものを自由な発想で出し合います。
- 3 次にカード2を配り、「、どうしてをぶつの…」ののなかに何の言葉が入るか考えて、意見を出し合います。
- 4 実際のポスターではのなかに何の言葉が入るか言い、15ページのポスターの全体を提示します。
- 5 15ページのポスターの文章をみんなで読みあわせをして、感想を出し合います。
- 6 資料を使用し、DVが児童虐待にあたることを説明します。
- 7 参加者が思ったことや考えたことを話し合い、発表します。
- 8 話し合いのなかで出てきた意見やPointポイントなどをおりませながら、担当者の全体をとおしての感想を言って終わります。

* DVの説明をする時は参加者のなかにDVの被害者・加害者がいるということを想定して、防止する法律や相談機関があることも伝えましょう。

「DV」とは

DVとはドメスティック・バイオレンスの略で、直訳すると「家庭内暴力」という意味ですが、実質的には配偶者や恋人など親密な関係にある人、または過去に親密な関係にあった人からふるわれる暴力のことで、被害者の多くは女性です。内閣府の調査では、6人に1人の人が身体的暴力を日常的に経験し、20人に1人が命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがあると答えています。暴力には、直接本人に対する暴力（下表：DVの種類）だけでなく、子どもに暴力を見せる、危険な目にあわせるなど子どもを利用した暴力もあります

身体的暴力	精神的暴力	経済的暴力	性的暴力	社会的隔離
殴る・蹴る・首をしめる・切りつける・熱湯をかける・突き落とす等	暴言をはく・脅かす・無視・大事にしているものを壊す・不貞を疑う等	生活費を渡さない・働き収入を得ることを妨げる・借金を重ねる等	セックスを強要する・避妊に協力しない・道具のように扱う等	外出を妨げる・付き合いを制限する・手紙を開封したり厳しく監視したりする等

(こうち男女共同参画センター作成「ぐーちょきぱー」より)

「児童虐待」とは

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

殴る・蹴る・投げ落とす・首を絞める・溺れさせる・熱湯をかける・たばこの火を押しつける・戸外に締め出す・異物を飲ませる等



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

子どもへの性交・性的行為の強要・性器や性交を見せる・ポルノグラフィの被写体になることを子どもに強要する等



ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待や放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

適切な食事を与えない・病気やケガをしても病院へ連れていかない・ひどく不潔なままにする・家や自動車に置き去りにする等



心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

言葉によるおどし・脅迫・無視や拒否的な態度をとる・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う・他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする・子どもの目の前で行われる暴力等

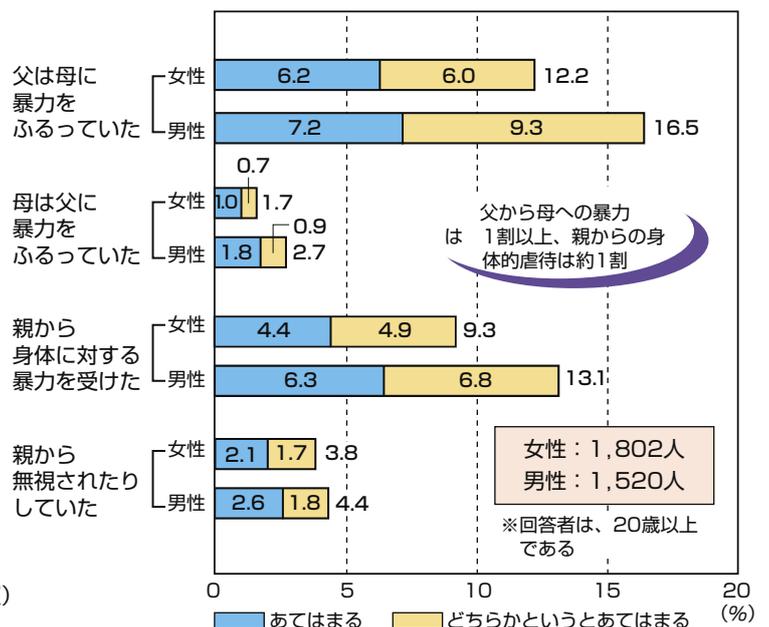


■高知県の被虐待者の相談者別件数

	H14年度	H15年度	H16年度
身体的虐待	20	17	38
性的虐待	4	2	6
ネグレクト	21	20	31
心理的虐待	14	3	16
計	59	42	91

(高知県立中央児童相談所・幡多児童相談所業務概要参照)

■18歳になるまでの家庭における暴力の経験



「配偶者等からの暴力に関する調査」(平成15年 内閣府)



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

パパ、どうしてママをぶつの…

小さな瞳にうつるのが、暴力をふるうあなたの姿だったら

夫や恋人からの暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」。その本当の恐ろしさを、あなたは考えたことがありますか？愛する父親の暴力が、どれだけ子どもたちのところを傷つけているかを。暴力をふるったり、怒鳴ったりする姿が、どれだけ深い傷跡として残ってしまうかを。ドメスティック・バイオレンスを見たり聞いたりしている子どもたちは、毎日そのことばかりを考え、こころを痛めています。しかし、どんなに辛くても悲しくても、誰かに助けを求め、打ち明けようとはなかなかしません。なぜなら、子どもたちは、その小さな瞳で見た光景を、こころのなかに閉じ込めて、感情さえも殺してしまうから。独りではどうしようもないことなのに、たった独りで悩み苦しんでいます。家庭の中で繰り返される身体的、精神的、性的暴力。ドメスティック・バイオレンスは、子どもたちの心身に深刻な影響を与えます。決して許してはいけない犯罪です。

女性問題についてのご相談は (水・金曜日のみ) 家庭問題・子ども・離婚などについてのご相談は

03-3971-8553 03-3971-3741

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6マニライフプレイス九段南ビル4階 TEL 03-3514-4071(代表) FAX03-3514-4072 URL:<http://www.awf.or.jp> E-mail:dignity@awf.or.jp

おとなの宿題

ある日の夜、食事のあとかたづけをしていた母親に、小学5年生の幸子がたずねました。

幸子：「お母さん、今日の宿題は『自分の良い所を5つ書こう』っていうがやき。私、自分で3つは書いたがやけど、他に何かない？」

母：「3つも書けたら上等やない？」

幸子：「けんど、宿題は5つなが。私の良い所教えてや。」

母：「う～ん。お父さんに聞いてみいや。」

幸子は居間でテレビを見ていた父親にたずねるとこんな言葉が返ってきました。

父：「お父さんらあのときには、そんなこと考えたこともなかったけんどねえ。3つばああったらえいがやないかえ。幸子の悪い所やったらスツと思いつくけんどねえ。」

幸子：「……。」

結局、幸子は、残り2つを書くことができませんでした。

次の日の夕食時、幸子は昨日の宿題にまつわる学級でのできごとを話し始めました。

幸子：「健二くんはお母さんに聞いてみたら、『ようわからん。自分で考えや』とあっさり言われたがやと。」

幸子：「和彦くんはねえ、『良い所はないけど、悪い所ならいっぱいあるで。1年生のときは良い所たくさんあったけんどねえ』って言われたと。」

母：「ははは…。うちとあんまり変わらんね。けんどちょっとひどいねえ。」

幸子：「浩くんもお母さんに聞いたと。そしたらね、『浩の良いところは、いつも元気で明るい所でしょ。』ってすぐに答えてくれたがと。浩くんはそれを聞いて『あっ、そうか。ぼくってそうやったがや』と思うて、元気が出たと。」

母：「……。」

父：「……。」



Point ポイント

子どもはまわりの人々から大切にされ、自らの存在を肯定的に受け止められる経験を積み重ねることをとおして、自分に自信をもち、さまざまなことに意欲的に取り組むようになると言われます。また、まわりの人々から大切にされた経験は、他の人を大切に作る気持ちを育てていくことにもつながっていきます。

子どもたちは今、自分が大切にされていると感じることができているのでしょうか。

話のタネをもとに話し合うことをとおして、日々子どもたちへのかかわり方や接し方をふりかえてみましょう。そして、子どもたちが、自分が大切にされているという実感や自信をもつことができるために大事にしたいことについて考えてみましょう。

すすめ方の例

- 1 4～6人のグループをつくります。
- 2 「話のタネ」を配り、読みます。思ったことや考えたことについて意見を出し合います。
- 3 家庭や学校・職場、地域のなかで、（あなたが）「大切にされている実感」や「自信」をもったのはどんなときだったか、あるいは、心が傷ついた・へこんだのはどんなときだったか、これまでの生活をふりかえりながら意見を出し合います。
- 4 これまでの話し合いをとおして、子どもたちに自分の大切さや自分に対する自信を育てるために大事にしたいことについて、「おとなのかかわり〇箇条」という形にまとめます。グループでまとめたものを代表者が発表します。
- 5 話し合いのなかで出てきた意見や Point ポイントなどをおりませながら、担当者の全体をとおしての感想を言って終わります。

【1】～【3】
は、途中の話し合いや最後のまとめの補助資料として活用できます。

【1】親に言われて嫌な言葉、へこむ一言

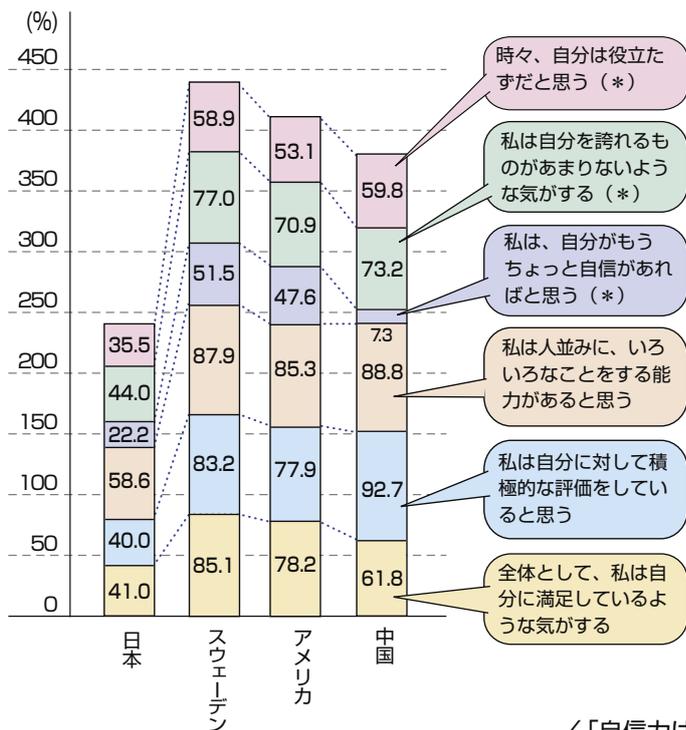
高知県内のある小学校の6年生の子どもたちに「親に言われて嫌な言葉、へこむ一言は？」と聞いてみました。

早 <	「はよう寝なさい、はよう起きなさい、はよう宿題しなさい、さっさと食べなさい」「はようしいや」「あんたとろいね」などなど。
バカ・アホ	「バカやないが」「あんた要領が悪いがよ、バカ」「うるさい、バカがうつる」などなど。
否定	「あんたに言っても無駄」「こんなこともわからんが」「産まなきゃよかった」「もうあきらめる」などなど。
比較	「少しは〇〇ちゃんみたいに勉強しいや」「もっと妹を見習いなさい」などなど。

もしみなさんがまわりからこんなことを言われたら、へこみませんか？

【2】子どもは自分をどう見ているか

各国の子どもたちの「自信度」比較（中学3年）



(*)は質問に対して「そうは思わない」「全然そうは思わない」と回答した者を合計した割合。

例えば、「時々、自分は役立たずだと思う」という質問に対しては、「役立たずだと思わない」「全然役立たずだと思わない」と考えている（肯定的にとらえている）者の割合ということになります。

■6つの質問に対して、自分を肯定的にみている者の割合（自信度）を積み上げていったものです（合計600%）。

■日本を含む4カ国を比較してみると、すべての質問において日本の子どもの自信度が低く、全体としてもかなり低くなっていることがわかります。

〈「自信力はどう育つか」河地和子：著 朝日新聞社：刊より〉

【3】子は親の鏡

『子どもが育つ魔法の言葉』

ドロシー・ロー・ノルト／レイチャル・ハリス：著
石井千春：訳 PHP研究所：刊より

をご覧ください。



やってみよう！

「ほめる」ことは、子どもに「自分が大切にされている実感」や「自信」を育てるために大事にしたいことのひとつです。みなさんは日ごろ、どうやって子どもをほめていますか？

ほめ方にチャレンジしてみましょう。

〈やり方〉

- 1 「できごと」を一つ決めます。（下の例を参考にしてもよいし、自分たちで考えてもよい。）
- 2 一人がサイコロを振り、出た目に対応する「ほめ方のテクニック」を使って、実際にほめてみます。
- 3 グループ内で一巡するまで、2を繰り返します。
- 4 時間の範囲内で、1～3を繰り返します。
- 5 グループで、演習をしてみたの感想を出し合います。

いくつかを組み合わせてもいいでしょう。

〈準備〉

サイコロ（できるだけ大きなもの）：グループ数

ほめ方のテクニック10箇条

- 第1条 具体的にほめる
- 第2条 抽象的にほめる
- 第3条 すぐほめる
- 第4条 「これは」と思うことを、いつまでもほめる
- 第5条 理由をつけてほめる
- 第6条 理由なしでほめる
- 第7条 ほめ言葉のバリエーションを増やす
- 第8条 感謝の言葉もほめ言葉である
- 第9条 第三者もほめていたと伝える
- 第10条 その子の思い入れの大きいことをほめる

(<http://www.oyaryoku.jp/>) (『「親力」で決まる！』〔宝島社〕より引用)

出た目が「1」なら、テクニックの第1条を使ってほめます。

〈家庭バージョン〉

できごと（例）

- ①食事が終わった後、Aくんは自分で流し台に食器をもっていった。
- ②家族で電車に乗っていたとき、Bさんは見知らぬおばあさんに席をゆずった。
- ③障害者のマネをしている弟を見て、Cさんが「そんなことしたらいかん」と言った。
- ④キャッチボール中に後ろにそらしたボールを拾って投げ返してくれた人に、Dくんは「ありがとう」と言ってペコリと頭をさげた。

〈地域バージョン〉

できごと（例）

- ①ゴミ捨て場にゴミを捨てに行くと、隣の家のAくんもゴミ捨てに来ていた。
- ②Bさんは、今日も、道で会ったとき「おはようございます」とあいさつしてくれた。
- ③Cさんは、道ばたに落ちていたビニール袋を黙って拾い、近くのゴミ箱に捨てた。
- ④両手に荷物をもって歩いていた近所のおばあさんに、Dくんは「ぼくがもつよ」と声をかけた。

	ほめ方
	第1条
	第2条
	第5条
	第6条
	第7条
	第8条

あなたならどうしますか？



自分の家の近所にあるコンビニエンス・ストアに、夜遅く買い物に行きました。11時をまわっていましたが、小学生5・6年生ぐらいの男の子が1人、店においてある雑誌を読んでいた。

私は店に20分ほどいましたが、男の子は本を読んだり、店内を歩き回ったりしていました。保護者らしい人は見あたらず、1人で来ているようでした。

こんな時、あなたならどうしますか？

Point ポイント

私たちは子どもたちの表面的な行動だけを見て、善し悪しを判断していないでしょうか。

例えば、夜遅く子どもが外にいたら、あなたはどうしますか。「何をやっているんだ、こんな遅くまで」と注意しますか。「自分には関係ない」と思って無視しますか。それとも「何かあって家から出てきているのかな?」「家の人は心配していないかな?」と考えて、声がけしますか。

子どもたちの行動の背景にある生活や心の動きを見つめていくことを大切にしながら、子どもたちが地域のなかで元気に育つ私たちの働きかけについてみんなで考えてみましょう。

そのことが、地域みんなで子どもを育てることにつながっていきます。

すすめ方の例

- 1 4~6人のグループをつくります。
- 2 自分がその場にいたらどうするか順番にグループで話し合います。
その時に声をかけられないとしたら、なぜなのかも話し合ってみましょう。
- 3 「話のタネ」の絵をみて、なぜこの子はここにいるのかを想像してみましょう。
- 4 この子にどんなことができるか考えて話し合ってみましょう。
- 5 グループで出されたエピソードや意見を代表者が発表します。
- 6 話し合いのなかで出てきた意見や  Point ポイントなどをおりませながら、担当者の全体をとおしての感想を言って終わります。

「子どもの生活背景を考える」 (高知県スクールカウンセラーの話)

親の財布からお金を取ったり、店の品物を黙って持って来たり、トイレ以外の場所にウンチをばらまいたり、友だちの靴にがびょうを入れたり、…。突然子どもがこのような行動をとったらどう思いますか?

驚いたり、不安になったり、どうしたらと困惑したりして、子どもを責めたり、叱ったりしてしまうのは誰しも当然のことだと思います。時にはげんこつの一発も…。

しかし、この時におとなが感情的になってしまっただけでは問題の解決にはならないばかりか、その子が心から反省したり、立ち直ろうと努力することにはつながらないのです。

では本当はどうすることが必要でしょうか。多くの場合、子どもの問題行動の背景には、子どもなりのいろいろな事情が心の奥底にいつまでも「くやしい」「悲しい」「どなりたい」…でも「ぼくの私のこの苦しさ、悲しさを誰もわかってくれない」…というもどかしさで、ついに問題行動として気持ちを爆発させているのです。つまりは、訴えたいことの表現の一つなのです。SOSを出して助けを求めているのです。

言葉ではうまく訴えられないもどかしさの表れなのです。

私たちおとなは、こういう子どものSOSを心の叫びを責めるのではなく、まず最初にはあたたかくじっくりと受けとめていくことが大切なのです。子どもはみんなあたたかい愛情を求めているのです。認めてほしいのです。

最近、気になること

最近、気になることがあるんです…。

それはお隣さんのこと。

毎朝、母親の大声が聞こえてくるんです。「何度言ったらわかるの!」と、それはもう興奮していて、私の方がドキドキするような声なんです。

怒られているのは娘(3歳)のAちゃんのようにです。彼女の泣き声も交じって聞こえてきます。

このまま放っておいていいのでしょうか。Aちゃんのことがとても心配です。



それは角の家のBくんのこと。

彼(小学5年生)は毎朝、私の家の前を通って学校に行くんですが、この間も左目のところが内出血していたんです。「どうしたの?」と聞くと、「体育の時間、友だちとぶつかっちゃって。ぼくドジだから…」と。

でも彼、時々家を飛び出すんです。

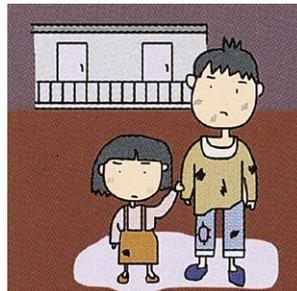
どうも、小さい頃から「しつけ」と称してお父さんに棒などで叩かれているみたいなんです。



それは近所のCくん兄妹のこと。

二人で歩いているところをよく見かけますが、二人とも服が汚れていたり、破れていたりすることが多いんですよね。もうすぐ冬だというのに、まだ二人ともTシャツ姿なんです。

両親は車で出かける姿を見かけますが、家族で出かける姿はみたことはありません。



それはいつも公園に一人ぼっちでいるあの子。

あまり笑顔を見たことがないし、いつも沈みがちなんです。「どうしたの?元気がないみたいだけど」と話しかけると、「ううん、何でもない」とか細い声で応えてずっと立ち去るんです。

この前は夜一人だとぼとぼ歩いているのを見かけたんです。

あの子が気になってしかたありません。私はどうすればいいでしょうか。



〈絵:「知らせて!子どものSOS」(高知県立中央児童相談所作成)より転載〉

Point ポイント

児童虐待は家庭という密室で行われます。長引けば、子どもにとって身体的な苦痛だけでなく心理的な傷を残し（心的外傷）、最悪の場合には命まで奪われてしまうこともあります。

虐待が行われている家庭では、実際は子どもも親もまわりに伝えることができず苦しんでいます。気軽に話ができる人がいたり、専門機関が相談にのったりするなど、家庭が密室でなくなれば新たな展開が生まれてくるはずです。

重要なポイントは、地域の人々の日常からのつながりづくりと、虐待の早期発見・早期対応です。「相談・通告」を含めて、子どもを守る地域のネットワークづくりのために私たちができることについて考えてみましょう。

おすすめ方の例

- 1 4～6人のグループをつくります。
- 2 「話のタネ」を配り、読みます。その後、思ったことや考えたことを出し合います。
- 3 次のことについて考えます。
 - (1) 子どもや親の苦しみについて（【1】【2】が活用できます）
 - (2) 通告とそれを阻むものについて（【3】【4】が活用できます）
 - (3) 地域で子どもを育てていくためのネットワークづくりについて（【5】【6】が活用できます）
- 4 グループで出された意見を代表者が発表します。
- 5 話し合いのなかで出てきた意見や  Point ポイントなどをおりませながら、担当者の全体をとおしての感想を言って終わります。



【1】本当にありがたかった

〈ある母親の体験から〉

子どもに母乳をとっても、最初は思うように母乳が出ませんでした。子どもは泣き続けるし、私はあせるし、どうすることもできずに「お願いだから、泣かないで！」と何度か叫んだことがありました。

あるとき、私の頭のなかを「今、子どもを抱いているこの手を放したら、私は楽になるんじゃないか…」という思いがよぎったことがありました。その日の夜、「もう少しで手を放しそうだったわ。今だから笑って言えるけど…」と実家の母に電話で話しました。その日から、母乳が出るようになるまで、母は毎日電話をくれました。本当にありがたかったです。

夫も毎日仕事で遅いのですが、つらそうな私の姿を見て、帰ってくると必ず『今日はどうだった？』と聞いてくれるようになりました。毎日のその一言がうれしかったことを覚えています。

周りが私のことを支えてくれているのだと思うと、少しずつ気持ちが落ち着くようになりました。母乳も少しずつ出るようになりました。



【2】子どもを虐待から守るための5箇条

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告） | 〈通告は義務＝権利〉 |
| 2 「しつけのつもり…」は言い訳 | 〈子どもの立場で判断〉 |
| 3 ひとりで抱え込まない | 〈あなたにできることから即実行〉 |
| 4 親の立場より子どもの立場 | 〈子どもの命が最優先〉 |
| 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる | 〈特別なことではない〉 |

静岡県健康福祉部子育て支援総室こども家庭室HPより
(www.pref.shizuoka.jp/kenhuku/kf-03/kokatei/)

【3】児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【4】 通告を踏みとどまってしまう理由として考えられること

- 1 「『虐待ではないか』と思うけど、本当に虐待かと考えると、家のなかのことをつぶさに見ているわけではないので判断が難しい」から。
- 2 「公的な機関と言っても、よその家の問題を第三者が伝えていいか（口出ししていいか）迷う」から。
- 3 「児童相談所などから何度も事情を聞かれたり、トラブルに巻き込まれたりするなど、後あと面倒なことになるかもしれない」から。
- 4 「通告したことがわかって、これまでの（親との信頼）関係を損ないたくない」から。
- 5 「児童虐待や児童相談所などのことをあまり詳しく知らない」から。

児童虐待に関する相談処理件数の推移（県内）

	H14	H15	H16
通告件数	117	125	221
処理件数	59	42	91

～高知県立中央児童相談所からの聞き取りなどをもとに作成～

【5】 地域のネットワーク



財団法人母子衛生研究会作成「STOP!子どもの虐待 相談してくれてありがとう!」より転載

【6】 県内の相談機関の紹介

相談機関	電話番号	住 所
高知県立中央児童相談所	088-866-6791	高知市大津甲770-1
高知県立幡多児童相談所	0880-37-3159	四万十市渡川1丁目6番21号

その他、市町村やもよりの福祉事務所、保育所・幼稚園、学校、民生・児童委員など、あなたが相談しやすいところへご相談ください!

本当に知っている？HIV感染症！

●（ ）の中に○か×を入れてみましょう。

①エイズの原因は、HIVというウィルスである。

()

②エイズは性感染症(STD)ではない。

()

③HIVに感染してもすぐにエイズになるわけではない。

()

④HIV感染者の母から生まれる子どもは必ずHIV感染者となる。

()

⑤適切な治療を早期に開始することによりエイズの発症を遅らせることができるようになった。

()

⑥HIV感染したと思った時、検査を受けたらすぐ感染の有無が判定できる。

()

⑦HIVは感染力の弱いウィルスである。

()

⑧誰もがHIVに感染する可能性がある。

()

⑨日本のHIV感染者・エイズ患者は増加傾向にある。

()

⑩HIV感染者がスポーツチームにいることは危険である。

()

⑪職場においてエイズ検査を行い、職場でのHIV感染の実態を把握することができる。

()

⑫献血では自分がHIV感染者かどうかわからない。

()

⑬HIV感染者は身体障害者としての認定を受けられない。

()

⑭HIV感染者・エイズ患者は日本に入国できない。

()

⑮HIV感染しているかの検査は匿名・無料でできる。

()

Point ポイント

「エイズ」「HIV感染」という言葉は知っていると思いますが、その内容まではよく知らないという人は多いと思います。HIV感染者の人権を考える時、偏見や差別を乗り越えていくために、正しい知識はどうしても必要となります。参加者と〇×クイズをしながら、HIV感染症に関する知識を深めましょう。

すすめ方の例

- 1 〇×のシートを参加者に配ります。
- 2 時間をとって参加者に〇か×を記入してもらいます。
- 3 答えを発表しながら、解説をしていきます。
- 4 答えあわせをしてみて、どんな感想をもったか参加者に聞きます。

参加者層を考えて

- * 37ページ下段の内容をクイズの質問項目に加える
- * 個人ではなくペアやグループで考えて答えていくということもいいでしょう。

レッドリボンについて

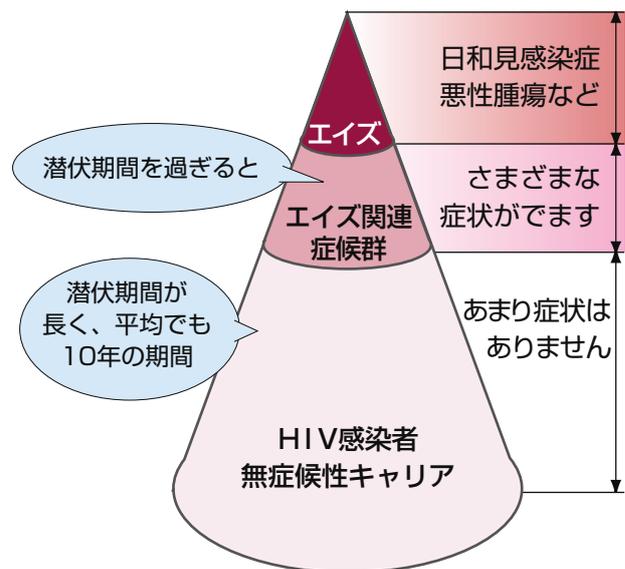
レッドリボンは、もともとヨーロッパに古くから伝承される風習のひとつで、病気や事故で人生を全うできなかった人々への追悼の気持ちを表すものでした。このレッドリボンがエイズのために使われ始めたのは、アメリカでエイズが社会的な問題となってきた1980年代の終わりごろでした。この頃、演劇や音楽などで活躍するニューヨークのアーティストたちにもエイズが広がり、エイズに倒れて死んでいくアーティストたちが増えていきました。そうした仲間たちに対する追悼の気持ちと、エイズに苦しむ人々への理解と支援の意思を示すために、“赤いリボン”をシンボルにした運動が始まりました。この運動は、その考えに共感した人々によって国境を超えた世界的な運動として発展し、UNAIDS（国連合同エイズ計画）のシンボルマークにも採用されています。レッドリボンは、あなたがエイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージです。このレッドリボンの意味を知り、レッドリボンを身につけることによって、エイズをみんなで考えましょう。



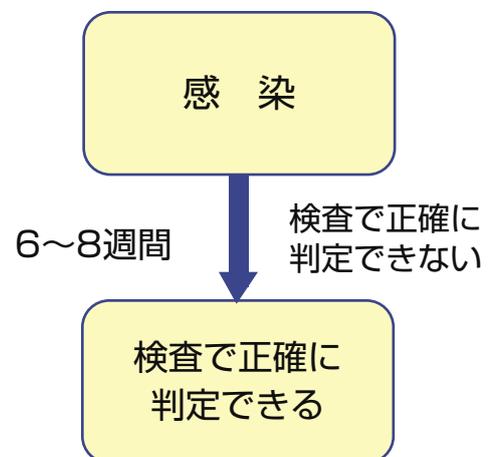
財団法人 エイズ予防財団HP <<http://www.jfap.or.jp/>>

【答え・解説】

- ① 【○】 エイズはHIVというウィルスによる感染症です。HIVとはHuman（ヒト）Immunodeficiency（免疫不全）Virus（ウィルス）の略です。HIVは、私たちの体に備わっている外敵に対する抵抗力（免疫力）を低下させるという特徴があります。
- ② 【×】 エイズは性感染症（STD）のひとつで、性行為によって感染します。HIVの感染力は非常に弱いので「母子感染」や「血液感染」を除けばセックスによってしか感染しません。
- ③ 【○】 HIVが体内に侵入しても、すぐにエイズになるわけではなく、しばらくは自覚症状のない健康そうに見える症状が続きます。HIV感染イコールエイズ発病ではありません。
- ④ 【×】 HIVに感染している母親が普通分娩（膣を通して）で子どもを生むと約20～30%の子どもが感染する可能性があります。しかし、適切な医療により感染の可能性を引き下げることができます。
- ⑤ 【○】 最近、より有効な薬の開発などにより、発症を遅らすことができるようになりました。
- ⑥ 【×】 検査してわかるようになるまで、約6～8週間かかります。それ以前に検査をしても結果が正確でない場合があります。
- ⑦ 【○】 感染力が弱いので普段の生活では感染しません。（37ページ参照）
- ⑧ 【○】 日本では感染経路の大半がセックスによる感染です。感染の要因があれば誰でもうつる可能性があります。



「エイズと職場」より
監修：財団法人エイズ予防財団



HIVの4つの感染経路

① セックスによる感染

感染者である男性の精液や女性の膣分泌液から相手の体内に入り込み、感染します。感染原因の70～80%が、セックスによる感染といわれています。

② HIVに感染された注射器の共同利用

注射器の針や注射筒に残っていた血液が、次に同じものを利用した人の血管から入り、感染するものです。

③ 母子感染

母子感染には、妊娠中の胎盤を通じて胎児に感染する場合、出産時に産道で血液を通して感染する場合、そして生後に母乳を通して感染する場合の3つのケースが考えられます。

④ HIVに感染した血液の輸血や血液製剤の使用

血液製剤によるHIVへの感染者は1,435人にもなります。現在では、検査を受けた血液や加熱・化学処理された血液製剤が使用されているため、HIV感染の危険性はほぼなくなりました。

⑨ 【○】 増加傾向にあります。（右グラフ参照）

⑩ 【×】 スポーツで体が接触しても感染することはありません。

⑪ 【×】 職場においてHIV検査を行うことは、個人のプライバシー保護の観点からもきわめて不適切です。またHIV感染を理由に入社を拒否したり、業務上差別をしたりすることは不当です。

⑫ 【○】 献血ではわかりません。献血された血液

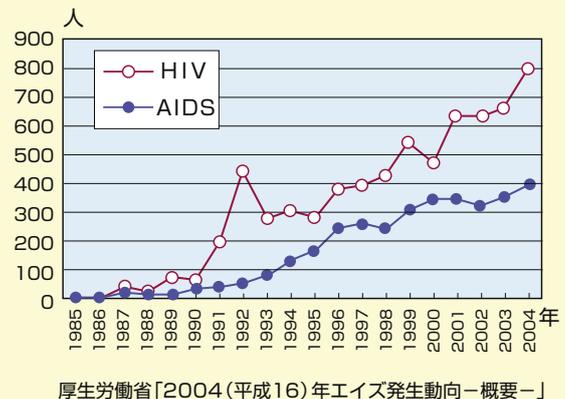
は、輸血による感染を防ぐため検査が行われていますが、その結果は本人には知らされません。検査が目的の献血は無意味なだけでなく、輸血を受ける患者さんにHIVを感染させる危険があるので絶対止めましょう。

⑬ 【×】 平成10年4月1日より、身体障害の対象となりました。HIV感染者はその免疫機能の障害の程度によって「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」として障害者に認定されます。身体障害者手帳が交付されると・・・①ホームヘルパーの派遣 ②医療費の助成（所得の高い人は更生医療の受給） ③税金の控除 ④JRの割引サービスを受けることができます。しかし、周囲の偏見・無理解に対する恐怖のため、障害者認定の申請をしにくいのが実情です。

⑭ 【×】 入国できます。感染経路は限られており、普段の生活ではうつらないからです。

⑮ 【○】 匿名、無料で各保健所で検査を受けることができます。もし、陽性の場合、保健所の医師から陽性の意味、今後の生活・治療についてアドバイス等が受けられます。

HIV感染者およびAIDS患者報告数の年次推移



ともに生きるとは…

「母がHIV」を理由に子どもの通園を拒否

甲府市内の私立の保育園が3月、エイズウイルス（HIV）感染者の親をもつ幼児について「他の子どもたちが危ないのでもう来ないでほしい」と通園を断っていたことがわかった（03年11月28日）。保育園側は事実関係を認めただけで「特殊な病気で社会的な偏見もある。ほかの保護者に知られた場合、納得のいく説明が難しく、子どものためにもよくないと思った」としている。

甲府地方法務局は事態を重視し、事実関係の調査に乗り出す方針。

幼児は2月、同保育園に入園した。親はHIV感染者だが幼児は感染していない。

3月初旬の夜、保育園側から幼児の関係者に連絡があり、親がHIV感染者であることを理由に翌日から通園しないように通告してきた。

このなかで保育園側は「HIVの子どものために特別なクラスや保育士がない」「このことがほかの親に分かったら、みんな出て行ってしまう」「大きなけがをしたら他の子どもたちが危ない」などと通園拒否の理由を説明したという。

甲府市の私立保育園が、エイズウイルス（HIV）感染者の親をもつ幼児の通園を拒否していた問題で、甲府地方法務局は、事実関係の調査に乗り出した。調査後、同保育園に指導する方針。（03年12月1日）

また山梨県は同日、園長に「教育者としての認識を持ち、子どもに対して差別的な対応はしないように」と口頭で指導した。

園側は「この子どもが、親から感染する恐れはないことは分かっていた。だが、他の子どもや保護者への影響を考慮して、入園を断った」と話している。

ある日、親友のAさんが相談にのってほしいことがあると、あなたの家にやってきました。Aさんの子どももあなたの子どもも同じ保育園に通っていました。

Aさんは3日ほど、保育園に子どもを連れて来てなかったので、どうしたのかと心配していました。

Aさんは真剣な表情で、苦しい胸の内を話してくれました。

それは、AさんがHIVに感染していること。

そして、そのことを理由に子どもが保育園から通園を拒否されていること。

「今まで通り、他の子どもといっしょに、
うちの子もこの保育園に通わせたいのに…。
どうしたら、えいがやろう…。」

あなたは、どうしますか？



Point ポイント

人権問題を学んだ後の感想として、「わたしは差別したことがないからわからない」「差別する人は放っておけばいい」「かわいそう」など、自分とは関係がないというような意見が出されることがあります。果たしてそれでいいのでしょうか。

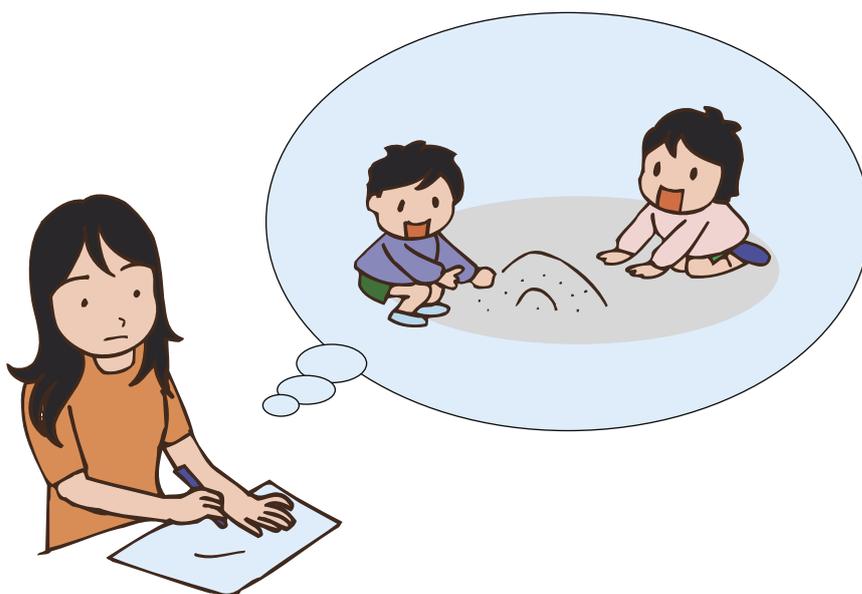
HIV感染者等の人権に限らず、人権問題を考えるときに大切なことは、もし、自分だったらどうするだろう？みんなが幸せになるためには、みんなの人権が大切にされるにはどうすればいいんだろう？と考えることです。

「ともに生きる」とよく言いますが、そのためには、私たちにどんな行動が必要なのか考えてみたいと思います。

すすめ方の例

- 1 4～6人のグループをつくります。
- 2 「話のタネ」を配り、読みます。
- 3 もしあなたが相談を受けたとしたら、あなたはどうしますか。
- 4 HIV感染症についての知識を伝えます。
- 5 「いっしょに保育園に通う」ためにはどうすればよいか、話し合います。
- 6 グループの代表者が出てきた意見を発表していきます。
- 7 話し合いのなかで出てきた意見や Point ポイントなどをおりませながら、担当者の全体をとおしての感想を言って終わります。

HIVに関する知識については、26～29ページを参考にしてください。



ハンセン病元患者宿泊拒否事件とは

2003年9月17日、熊本県は県の事業として行っている「ふるさと訪問事業」の一環として、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園きくち けいふうえん入所のハンセン病の元患者18名と付き添い4名の宿泊を、アイレディース宮殿黒川温泉ホテルに予約。11月18日から1泊の予定だった。

同年11月13日、アイレディース宮殿黒川温泉ホテル側から県に対し、「他の宿泊客への迷惑」などを理由に宿泊を遠慮するように申し入れがあった。

翌14日、県担当者が親会社である化粧品訪問販売会社のアイスターへ出向き、ハンセン病についての各種説明を行い理解を求めたが、アイスター側はこれを受け入れず、方針を変えなかった。さらに県側は潮谷知事名の抗議文を手渡し、宿泊拒否の撤回を求めたが、アイスター側はこれを改めて拒否。

これを受けて18日、県は熊本地方法務局に報告を行い、人権侵害ならびに旅館業法違反などの疑いにより調査が開始されることとなった。この行動に対しては賛否両論が沸き起こったが、ハンセン病は完治していることや、通常の宿泊や飲食ではハンセン病は感染しないことから「伝染性の疾病」には当たらないとして、2004年2月16日、旅館業法違反で営業停止処分の方針が発表された。

同日、経営母体の「アイスター」がホテルの廃業を明らかにする。

営業停止（3月15日～17日）が執行される直前の3月12日には、アイスター社による記者会見が行われ、抗議の意思を含む声明文も発表された。同席した松尾翼弁護士は「加害者は県で、被害者は元患者とホテルだ」と主張し、「訴状も用意し真剣に訴訟を準備したが、（処分を呑んだのは）真実が明らかになることで、傷つく人が出るのは避けられないためだ」と説明した。

県ならびに熊本地方法務局の告発を受けて捜査を行った熊本地検は、旅館業法違反容疑での刑事処分を決定、2004年3月29日にアイスター元社長（事件当時社長）、ホテルの総支配人、法人としてのアイスターを略式起訴し、全員がこれに同意したため、処分が確定した。

ホテルは2004年5月6日をもって廃業。各種手続きの終了をもって建物は取り壊された。

（出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』）

【ちょっといい話】

高知県香南市赤岡町に「美宜子神社」があります。美宜子は、ハンセン病を患い都から南の海に流された貴族の娘だと言われています。赤岡小学校では、この話から赤岡の人のやさしさ、あたたかさを自分たちも引きついでいこうと下記の地域教材を作成し、学習に取り組んでいます。

「みきこ（美宜子）神社」

むかし、むかしのことでした。

帝の娘で、みきこ姫という姫がいました。贅沢に、幸せに暮らしていました。大きく育ったみきこ姫は、ある日、重い病気（ハンセン病）にかかりました。姫は、都に住めなくなって、船に乗せられて流されてしまいました。

暑い夏のある日、美しい松林がつづく月の浜に、一艘の舟がゆらゆらと近づいてきました。「あっ、あの舟はどうしたがるう。」「近くまで、いってみよう。」「見て、見て。誰かのっちゅうみたいなので。」浜辺で遊ぶ子どもたちが、その舟を見つけました。「父ちゃんたちを呼びに行こう。」「うん、そうしよう。」子どもたちは、急いでおとなを呼びに行きました。

「あの舟か。へんしも引きあげんといかんぜよ。」「さあ、のう、うん。さあ、のう、うん。」「どっかの都から来たえらい姫さんのようじゃ。」「こりゃ大事じゃ。重い病気じゃろうかのう。」「はよう見ちゃらんといかん。」

月の浜に着くまでに、姫の舟はいろいろな浜辺に辿り着きましたが、重い病気とみるなり、海へと突き返されました。しかし、月の浜の人びとだけは病気の姫に何とか元気になってもらおうと、心をこめて看病しました。みんな心配をして次々とやってきました。「姫さん、今日は具合はどうじゃ。」

「遊びにきたで。」「1人で寂しかったろう。」「姫さん、遊ぼう。」と言いながら、お姫さまの背中をやさしくさすってあげました。

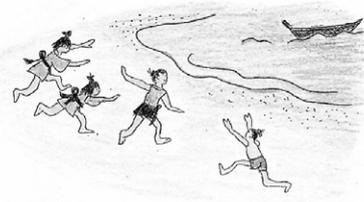
柿の実の色づく頃には、お姫さまの顔色も少しずつ良くなり、外に出て子どもたちと遊ぶ日も多くなりました。子どもたちも、お姫さまのことが大好きでした。月の浜の人たちは、お姫さまに良くなってもらうように、食べ物を実日持っていきました。

漁師さんは、「ほれ見てみい。この魚新しいき、おいしいき、食べて元気出しや。」お百姓さんは、「姫さん、姫さん。食べ物持ってきたぜ。ちっとでも食べんといかんぜよ。」と言って、野菜を持ってきました。月の浜の人たちの暮らしは、決して楽ではなかったのに、みんなで支え合い助け合っ、お姫さまを守りました。

ある日のことです。いつものように遊びに行った子どもたちが、お姫さまの様子がおかしいことに気がつきました。「あれ、姫さんどうした?」「父ちゃん、母ちゃんを呼んでこよう。」「姫さん、どうしたんじゃ。」「姫さん、しっかりしいや。」ぐったりしたお姫さまを抱きあげました。お姫さまは、静かに話しはじめました。「月の浜のみなさん、長い間ありがとう。お別れの時が来たようです。今、私はみなさんの優しさで幸せいっぱいです。何のお礼もできなかつたけど、私のような苦しみを二度と味わう人がいないように、せめてあの世で、あなたたちを守って見せます。本当にありがとう。さようなら。」こうしてみきこ姫は、息をひきとりました。

その後、村人たちは松風の砂浜におまつりしました。それが、みきこ神社です。それからこの地域には、1人もこの病気にかかる者はありませんでした。遠いところからおまいりをする人もいて、毎年それはそれはにぎやかなおまつりをしていたそうです。そのおまつりは、今も続いていて、みきこ姫を看病した月の浜の人びとの優しさを語り継いでいます。

(香南市立赤岡小学校地域教材)



ヒューマン通りの喫茶店 Part 3

この物語は、エイズの国際会議にボランティアとして参加しているなみちゃんとまりちゃんが、HIVウイルスに感染したブラジル出身のシルバさんをヒューマン通りの喫茶店に連れてきたところから始まります。さて、そこからどんな展開になるのやら…。

場面1 (喫茶店内)

なみちゃんとまりちゃん、シルバさんとともに店に入ってくる

- おばちゃん ・いらっしやいませ。ああ、何や、なみちゃんとまりちゃんやいか。
- マスター ・なみちゃん、まりちゃん、いらっしやい。
- まりちゃん ・こんにちは。
- なみちゃん ・こんにちは。おばちゃん元気？
- おばちゃん ・ああ、元気よ。毎日まむし酒1升飲みゆう。あれっ、今日はガイジンさんも一緒やねえ。
- まりちゃん ・おばちゃん、ガイジンさんって失礼やいか。かれはブラジルから来たシルバさん。
- シルバさん ・みなさん、こんにちは。ブラジルから来たシルバです。
- マスター ・へえー、日本語が上手やねえ。
- シルバさん ・そりゃー、劇ですから。

少し間を置く

- おばちゃん ・はい、お水。さて、注文は何にしよう？
- まりちゃん ・ホット3つね。
- おばちゃん ・はいはい。マスター、ホット3つ、お願いします。それはそうと、シルバさんは日本へ何しに来たがです？
- シルバさん ・私は、今、この町で開かれているエイズの国際会議に出席するために来ました。
- マスター ・ひゃー、エイズの国際会議。そんなもんこの町でやりよったががえ！
- おばちゃん ・ところで、シルバさんはその会議で何するがです？
- シルバさん ・私ですか？私はHIV感染者の代表として、患者の立場から発言するんです。
- マスター ・ひえー、ほんならシルバさん、エイズかえ？
- なみちゃん ・さっきから、ひゃーとか、ひえーとかマスターうるさいで。それにエイズとHIV感染者は同じじゃないでえ。
- おばちゃん ・はい、お待ちどうさま。ホット3つ。
- マスター ・エイズとHIV感染者は違うが？
- まりちゃん ・そうそう、体に風邪の菌が入っても、風邪やないろう。それと同じで、HIVのウイルスが体に入っても、発病せんとエイズとは言わんが。
- マスター ・そうかえ。けんど、HIVに感染したら、いつかはエイズが発病して死んでしまうがやろう？
- まりちゃん ・マスター、ええかげんにしてよ。

- シルバさん ・まあまあ、まりちゃん。そうですね、マスターの言うとおりかもしれませんね。けれど、私の場合は、HIVに感染したとわかったあと、妻や子どものためにもずっと治療を続けています。それで、病気はあまり進行していないんです。HIVに感染すると死ぬというのは、今の時代、適切な表現ではないかもしれませんね。
- マスター ・そうかえ。そんなにエイズの治療は進んじゅうががえ。それに、シルバさんは同性愛者と違うがやねえ。私は、エイズいうたらそういう人たちのあいだで流行る病気や思うちよった。
- シルバさん ・それも偏見です。日本では、厚生省がアメリカ在住の男性同性愛者を日本人初のエイズ患者と認定したことや、そのあとのマスコミの報道のせいで、そんな偏見につながったんじゃないですか。
- なみちゃん ・そうでえ。日本でも、血液製剤でHIVに感染した男性が、結婚して父親になっちゅう人もおるがで。
- おばちゃん ・そうそう、国会議員になっちゅう人もおるでねえ。
- なみちゃん ・おばちゃん、よう知っちゅうね。
- おばちゃん ・そらあ、おばちゃん、近所で歩く百科事典と呼ばれゆうきね。
- マスター (おばちゃんに聞こえないように) ・ほんまは、歩く広告塔って呼ばれゆうが。
- おばちゃん ・何言いゆうが、マスターは。
- マスター ・いやいや、ところでわしらには、そのエイズはうつらんががえ？
- シルバさん ・はい、日常生活では感染しません。HIVは、ウイルスが血液に入り込まなければ、感染しないんです。感染ルートも、セックスや血液からの感染など限られています。
- まりちゃん ・HIVウイルスは、えらい感染力が弱いぎ、握手したち同じコップで飲み物を飲んでも、うつらんがで。ほんで、私らあエイズに対する偏見をなくそうと思うて、国際会議のお手伝いしゆうが。
- マスター ・そうかえ。二人ともえらいにゃあ。わしは、シルバさんが飲んだコーヒーカップは捨てなあいかなかと思うて、ビクビクしよった。そうか、それを聞いて、安心したわ。3人ともゆっくりしていきや。

登場人物の紹介



ここはヒューマン通りの喫茶店。テンポのいいおばちゃんとマスターがいます。



おばちゃん



マスター



なみちゃん

まりちゃん

エイズの国際会議にボランティアとして参加している店の常連さん



シルバさん

エイズの国際会議に参加するため来日したHIVウィルスに感染しているブラジル出身のシルバさん

店の常連の学生



けんいち



ゆうじ

場面2 (喫茶店の前)

翌日 喫茶店の前で常連さんが…

- けんいち ・ちょっと、聞いた？この店のこと。
 ゆうじ ・何かあったがかえ？
 けんいち ・きのう、エイズ患者がこの店に来たがやと。
 ゆうじ ・えー、エイズ患者が。
 けんいち ・そうそう。この店のコーヒーがおいしいき、いっつも、ここに来よったけど、どうするで？
 ゆうじ ・けんど、エイズは簡単にはうつらんらしいき、だいじょうぶやないかえ？
 けんいち ・そう学校でなろうるたけど、なんか怖いろうがえ？
 ゆうじ ・そう言われたら、そうやにやあ。
 けんいち ・それに、おれらあがここでコーヒー飲んだことが、みんなあに知られたら、おれらあがのけもんにされるかもしれんもんにやあ。
 ゆうじ ・そうやにやあ。

そこへ、おばちゃんが店に帰ってくる

- おばちゃん ・あんたら、ここでなにしゆうが？コーヒーのみに来たがやったら、早よう入りや。
 ゆうじ ・あつ、おばちゃん。ちょっと聞きたいことがあるがやけんど。
 おばちゃん ・何？おばちゃんの誕生日やったら、明日やで。別に明日が過ぎてもプレゼントは受け付けゆうで。
 ゆうじ ・そんなことやないき。
 おばちゃん ・なんでそんなことって。おばちゃんにとっては大事な誕生日で。明日で私28になるがよ。20年ばあ前から、毎年、1歳ずつ若こうなりゆうがやき。
 けんいち ・わかった、わかった。ところで、おばちゃん、

- きのう、この店にエイズ患者の人が来たが？
 おばちゃん ・あんたら、よう知っちゆうね。どっから、そんなこと聞いたか知らんけんど、エイズ患者とちがうで。HIV感染者や。
 けんいち ・そうかえ、やっぱりかえ。どうするで？ゆうじ。
 ゆうじ ・そうやにやあ、今日は、やっぱりやめちよこうか。
 おばちゃん ・なんで。今日はコーヒー飲んでいかんがかえ。
 ゆうじ ・ああ、今日はちょっと用事があるき。にやあ、けんいち。
 けんいち ・おう、そうそう、エイズ患者が来たきやないがぜ。
 おばちゃん ・やっぱり、そうやか。あんたらあ、HIV感染者の人がこの店に来たき、嫌がっちゆうがやろう。あんたら、学生やったら、エイズが簡単に感染せんことばあ、知っちゆうろう。
 ゆうじ ・ああ、知っちゆうよ、そればあ。けんど、みんなが何言うかわからんきにやあ。
 けんいち ・そうぞにやあ。
 おばちゃん ・あんたら、まっこと情けないねえ。あんたらのしゆうことは、差別やろう。
 けんいち ・う～ん、けんど、やっぱりうつるのいややきにやあ。おばちゃん、今日は帰るき。またね。
 ゆうじ ・ほんならね。

2人は、おばちゃんを残して去っていく

- おばちゃん ・ほんまにあの2人ときたら。あ～、腹がたってきた。

おばちゃん、店のなかに入っていく

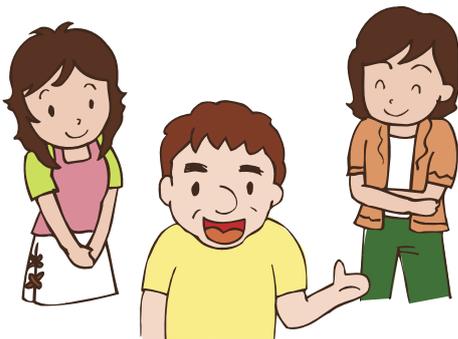
場面3 (喫茶店内)

おばちゃん店のなかに入ってくる

- おばちゃん ・ただいま、マスター。ちょっと聞いて。
マスター ・おかえり。何かあったがえ。
おばちゃん ・今、思い出しても腹が立つ。
あのねえ…。

話し掛けたところに、なみちゃん、まりちゃん、シルバさんの3人が店にやってくる

- 3人 ・こんにちは。
まりちゃん ・きのうのコーヒーがおいしかったきうて、シルバさんが、また、ここに来たいってゆうがよ。
おばちゃん ・いらっしやい。
あっ、ちょーどよかった。みんなも聞いてや。
なみちゃん ・どうかしたが。
マスター ・何か知らんけど、おばちゃん、怒っちゆう。
おばちゃん ・あのねえ、さっき、店の前で、ゆうじとけんいちがおってね。
マスター ・あのいつも来る学生さん？
おばちゃん ・そうそう。それで、あの2人、きのう、この店にエイズ患者が来たきゆうて、この店入らんがよ。
なみちゃん ・何、それ。
シルバさん (頭を抱えながら)
・マスター、ごめんなさい。私がこの店に来たばかりに、みなさんにご迷惑をおかけして。
マスター ・何言いゆうが、シルバさん。あんたが、謝ることはなんちゃあない。
なみちゃん ・そうで、なんちゃあ謝ることない。
まりちゃん ・あたしも、なんかすっごい、腹立ってきた。
おばちゃん ・そうやろ。許せんろう！
シルバさん ・私たち、HIVの感染者は感染したことを黙っていたら、誰にもわからず、差別をされないんです。けれど、私はHIVに感染していますって、言ったとたんに差別されるんです。それで、感染したことを誰にも話せない人もいます。
おばちゃん ・そうやねえ。人にも話せんと、一人で抱え込んだら、つらいろうねえ。
マスター ・けど、このままほうちよいたら、いかん。このままやったら、客来んなってこの店がつぶれてしまうかもしれん。
まりちゃん ・マスター、ちがうろう。差別をなくさないかんのが、先やろう。



- マスター ・そうそう、それが先。差別がなくなったら、うちもお客さんがいっぱい来て、店ももうかる。
なみちゃん ・最後は、やっぱり店か。まあ、ええわ。とにかく、みんなでどうするか考えよう。
おばちゃん ・どうしようねえ。
マスター ・きのう、なみちゃんとまりちゃん、それにHIVに感染しちゆうシルバさんがこの店に来てからのことやろう。
まりちゃん ・そうそう。けど、HIVは日常生活では感染せんがやき、何ちゃあ問題はないでえ。
なみちゃん ・そうながよ。けど、それが世間じゃあ通用せんがよ。そこが問題ながよ。
マスター ・それやったら、こんな張り紙したらどうで？《HIVは日常生活では感染しませんので、この店はだいじょうぶです》
おばちゃん ・マスター、それはちょっとストレート過ぎやねえ。けど、張り紙はええ考えかもしれんねえ。
まりちゃん ・そうやねえ。この店のキャッチコピーを考えて、店の前に貼ったら面白いかもしれんでえ。
シルバさん ・ぼくたちHIV感染者が安心して生活できる社会は、みんなが住みやすい社会なんです。みんなが心から楽しめる喫茶店だということをキャッチコピーにしてはどうですか？
マスター ・ええね。みんなが心から楽しめるかあ。この店とおれにぴったりやねえ。
まりちゃん ・それに人を大切にすることで、お客さんがいっぱい来るという発想もええねえ。
なみちゃん ・それやったら、こんなんどうでえ？《押し売りとは差別する人お断り!!》
おばちゃん ・う～ん、それもストレートやね。けど、とりあえず何かをアピールせないかんき、それを書いて店の前に貼っちゃおうか。

張り紙を貼ったあと、みんなでワイワイガヤガヤと店のキャッチコピーを考える

場面4 (喫茶店の前)

店の前をゆうじとけんいちが通りかかる

- ゆうじ ・何か張り紙貼っちゆうにやあ。
けんいち ・なにに、
《みなさんに心から楽しんでいただけるよう、差別する人の入店をお断りします》かあ。
ゆうじ ・何か俺らのこと言われてるみたいで、胸にグサツとくるにやあ。
けんいち ・ほんまやにやあ。おれ、あのあとから、何か気まずうてにやあ。
ゆうじ ・おばちゃんに謝って、おいしいコーヒー飲もか？
けんいち ・そうしよう。

Point ポイント

これは、HIV感染者の人権について学習するために創作した劇の台本です。

参加者一人一人が登場人物を演じることで、HIV感染者やエイズ患者だけではなく、みんなが住みやすい社会はどんな社会か、また、HIV感染者やエイズ患者に対する差別や偏見をなくすためには、どんなことが必要かを考えましょう。

すすめ方の例

- 1 5～7人のグループをつくります。
- 2 「話のタネ」を配り、担当者が場の設定について簡単に説明します。
- 3 グループで「マスター」「おばちゃん」「なみちゃん」「まりちゃん」「シルバさん」「ゆうじ」「けんいち」役を決めます。グループの人数にあわせて、一人二役にしたり、工夫を加えたりしてください。
- 4 「マスター」役が中心になって、台本の読み込みをします。一度読み合わせした後、工夫しながら再度読み合わせをします。
- 5 代表のグループを選び、そのグループが全体の場で発表します。
- 6 台本読みや発表をとおして気づいたことや感じたことなどをグループで話し合います。
- 7 グループで話し合った内容を代表者が発表します。
- 8 話し合いのなかで出てきた意見やPointポイントなどをおりませながら、担当者の全体をとおしての感想を言って終わります。

グループの全体発表が終わった後、店のキャッチコピーをグループごとに考え、どうしてそのコピーを考えたかを発表するのもいいでしょう。

HIVはうつりにくいウィルスです

HIVはとても感染力の弱いウィルスです。HIV感染者やエイズ患者と一緒に生活する、仕事をするなどの日常的な接触では感染しません。

こんなことでは感染しません

- ・握手
- ・マッサージ
- ・キス
- ・ペッティング
- ・同じ便座に座る
- ・タオルの使用
- ・プールや銭湯
- ・蚊にさされる
- ・体が接触するスポーツ
- ・ドアノブや手すり、電車のつり革
- ・飲食店で同じ鍋をつついたり、同じコップの飲み物を飲んだりする

本当に知っている？ハンセン病！

● () の中に○か×を入れてみましょう。

①ハンセン病は遺伝する病気である。

()

②ハンセン病は今も隔離しなければならない病気である。

()

③ハンセン病は治る病気である。

()

④ハンセン病は一般の病院で治療することができる。

()

⑤ハンセン病療養所で働いていた職員でハンセン病に感染した人はいない。

()

⑥ハンセン病患者は今日本にいない。

()

⑦ハンセン病回復者は、今はみんな実家に帰ることができる。

()

⑧昔、ハンセン病患者は療養所に強制的に入所させられた。

()

⑨昔は、ハンセン病療養所に入所すると、病気が治っても一生退所することはできなかった。

()

⑩高知県にはハンセン病療養所はない。

()

Point ポイント

「ハンセン病」とは、どんな病気でしょうか。「らい予防法」とはどんな法律だったのでしょうか。ハンセン病を正しく理解し、偏見やいわれのない差別をなくしていくために、参加者と○×クイズをしながらハンセン病に関する知識を深めましょう。

すすめ方の例

- 1 ○×のシートを参加者に配ります。
- 2 時間をとって参加者に○か×を記入してもらいます。
- 3 答えを発表しながら、解説をしていきます。
- 4 答えあわせをしてみて、どんな感想をもったか参加者に聞きます。

参加者層を考えて

*個人ではなくペアやグループで考えて答えていく
ということもいいでしょう。

【答え・解説】

① 【×】

遺伝病ではありません。「らい菌」という細菌による感染症です。
また、らい菌には毒性がないので、中毒症状で死ぬことはありません。

② 【×】

隔離する必要はありません。ハンセン病の感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどないので、消毒なども不要です。

③ 【○】

治ります。「プロミン」という薬に始まる化学療法が進歩して、容易に治る病気になりました。早期発見・治療を行えば、後遺症もなく治ります。

国内のハンセン病療養所の入所者は、半数以上が有効な治療薬開始以前に発病した人で、初診時から現在のような多剤併用療法を受けられた人は1%にすぎません。そのため、末梢神経・筋肉・皮膚・眼・鼻・のどなどに後遺症のある人が8割に及びます。

後遺症のある人は、皮膚の感覚（冷たい、熱い、痛い、触った）が鈍くなっています。そのため、自分自身で危険から身を守ることが難しい人が多く、けがややけどをしやすく、骨折や傷も治りにくくなります。

- ④ 【○】
一般病院で治療が行われています。らい菌は結核菌と同属なので、ほとんど同じ薬が使われます。入院治療でなく外来通院で行われ、家で数種類の薬を飲む治療です。
- ⑤ 【○】
日本において、職員の発病者は報告されていません。
- ⑥ 【×】
います。最近の新規患者数は、毎年約10人（日本人と在日外国人）ですが、年々に減少してきています。今後患者が増加することはありません。
- ⑦ 【×】
2001（平成13）年の国の「ハンセン病問題に関する決議」後、各都道府県知事はハンセン病回復者に謝罪するとともに、里帰り事業をはじめました。高知県は、これに先立ち1998（平10）年からこの事業をはじめています。しかし、高知県出身者の方で家族が受け入れ実家に帰ることができたのは、ほんのわずかだと言われています。「里帰り」のほとんどは実家ではなく、県内に帰っただけで終わっています。
- ⑧ 【○】
1953（昭和28）年に制定された「らい予防法」〈1996（平成8）年廃止〉の第6条では、強制診察および強制入所が規定されています。その他、外出の制限・広範囲の就業制限・患者の出た家の消毒・罰則規定など著しい人権侵害が規定されていました。
- ⑨ 【×】
退所することはできましたが少数でした。「らい予防法」には、「退所規定」がありませんでした。治癒が可能になった後も、「らい予防法」の改正や廃止をしなかったために、回復者が療養所の外で生活できるような支援体制や制度が作られず、また、偏見と差別が依然として残っていたからです。
- ⑩ 【○】
高知県にはハンセン病療養所はありません。
全国には、15カ所（国立13・私立2）あります。入所者は3,307人（平成17年5月現在）ですが、30年後に入所者はいなくなると考えられます。四国には香川県高松市に国立ハンセン病療養所大島青松園があり、高知県出身者も多数入所しています。

本当に怖いのは…



Point ポイント

この話のタネは、ある職員研修にまつわる出来事を4コマ漫画にしたものです。正しい知識を学んだはずなのに、彼は自分が感染するのではないかという恐怖におそわれました。その恐怖は、心のなかにある偏見や差別（心のバリア）から生まれたものです。本当に怖いのは、病気が感染することではなく、このように偏見や差別にとらわれたままにいて、そして、新しい一歩を踏み出せずにいることではないでしょうか。

正しい知識を獲得することはもちろんですが、さまざまな出会いや交流から学ぶことをとおして、自分の心をつめ偏見や差別に気づくこと、そうして、偏見や差別を取り除いていこうとすることから、自分自身が変わり、身のまわりや社会も変わり始めます。一人一人が出発点です。話のタネや資料をとおして、このことに気づいてもらえればと思います。

すすめ方の例

- 1 4～6人のグループをつくります。
- 2 「話のタネ」を配り、読みます。その後、気づいたことや考えたことを出し合います。
- 3 「話のタネ」から「彼」の気持ちやその背景・行動などを想像します。
 - 研修会に参加するまで
 - 研修会当日
 - 電話をかけ終わって
- 4 「心のバリア」をキーワードに、自らのエピソードを思い出し、グループで話し合います。グループの人たちはエピソードを心から聴くようにします。
- 5 「【1】パニックを引き起こしたもの」、「【2】偏見や差別を解き放つ」を読み、「心のバリアを取り除く」ためにどんなことが必要かを話し合います。
- 6 グループで出された意見を代表者が発表します。
- 7 話し合いのなかで出てきた意見や  Point ポイントなどをおりませながら、担当者の全体をとおして感想を言って終わります。

【1】 パニックを引き起こしたものは？

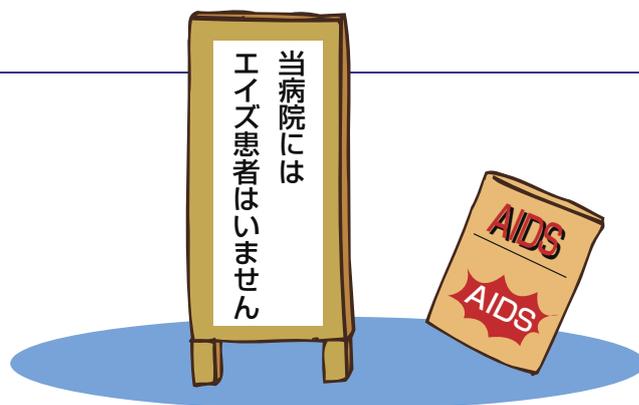
～日本のAIDSパニック～

1986年に長野県松本市、87年には兵庫県神戸市と高知市で、女性のAIDS患者の存在がマスコミを通して発表されました。この報道により、「AIDSは『女性、性風俗、外国人からうつる』可能性がある」と誇張されたイメージがつけられ、全国各地でパニックが起きました。これは「日本のAIDSパニック」と呼ばれます。

神戸の事件では、「一般の人々にAIDSへの注意を促し、感染の広がりを食い止めるためやむをえない」と、一部の写真週刊誌などが実名や顔写真を載せ、感染女性がまるで犯罪者であるかのような扱いをしました。感染女性は遺影まで掲載され、家族は引っ越しを余儀なくされました。

高知では、血友病患者から感染した女性が妊娠し、出産することが報道されると、マスコミは出産の是非をセンセーショナルに報道し、患者探しまで行われました。この出来事の後、県内の病院のなかには、「当病院にはエイズ患者はいません」という看板を立てるところも出てきました。

このように、「AIDS」や「AIDS患者」の恐ろしさばかりを強調する報道は、注意を促すどころか、「AIDS＝恐怖」の図式を社会に植え付けていきました。血友病患者をはじめ、同性愛者、外国人などが職場や地域から排除されたり、学校で仲間はずれやいじめにあったり、また、診察拒否や無断血液検査も行われるなど、プライバシーと人権に対する侵害が各地で起きました。



【2】 偏見や差別を解き放つ（心のバリアを取り除こう）

「無知ゆえの偏見なくそう・一緒に入浴」

ハンセン病元患者の宿泊を拒否した熊本県南小国町のアイレディース宮殿黒川温泉ホテルに対して、沖縄から抗議行動。といっても、一緒にお風呂に入っただけのことである。その、何でもないことが一般の人にはなかなかできない。偏見とはそういうものだ。

宿泊拒否に抗議行動を起こしたのは、女子学生が中心となった「喜んで一緒に温泉に入ろうじゃない会！」。共同代表の安里綾乃さん（18）、川満美幸さん（19）、祖堅加奈枝さん（19）らが、8日夜、具志川市内に住む元患者の金城幸子さん（62）の自宅を訪ねてお風呂に入った。

学生たちの抗議行動に賛同する。が、その前に、金城さんが学生たちの申し出を受け入れたことに拍手を送りたい。偏見がまだあることを覚悟しながら、かつて患者であったことを公にしたその勇氣に対して。

1996年に「らい予防法」が廃止されて以降、完治した元患者に対する偏見は薄らいできた。各自治体では「ふるさと訪問事業」として元患者と出身地の人々との交流を促し、人間性回復に努めてきた。熊本県での宿泊拒否事件は、その事業のさなかに表面化した。

ハンセン病は病気の跡が残っていようがいまいが、完治すれば感染することはない。そのことは今や常識となっている。しかし、約90年にわたる国の強制隔離政策によって国民の間に偏見と差別意識を植え付けてしまった。偏見と差別を解き放つことは難しい。ホテルの拒否の言い訳にもそれが表れている。

若い女子学生たちは、この偏見から自由である。なぜか。会の事務局を預かる宜野座由子さん（28）の話を聞いて納得した。

彼女らが通っていた与勝中学校、与勝高校では、ハンセン病問題への理解を学校を挙げて取り組み、愛楽園訪問や元患者との交流を通して、ハンセン病に対する偏見がつくられたものであることを知った。心のバリアを取り除いたのは若者らしい正義感と知の力である。この運動が全国に広がってほしい。

〈「琉球新報」2003年12月9日社説より〉



大島青松園からのメッセージ

私は今年の夏、香川県の大島青松園へ行ってきました。青松園はハンセン病の療養所で、現在平均年齢77才、159人のハンセン病回復者の方が暮らしています。学校のみなどと青松園へ行くことが決まり、そのことを祖母に話すと、「病気がうつったりせんがかね。」と言われました。祖母は、正しい知識をもたず、幼い頃から言われていたように、この病気がとても怖い病気だと思っていました。私はこれが差別へとつながっていった1つの原因なんだろうと思いました。

当日、私たちは園長さんや入所者の方からお話を聞きました。強制収容された入所者には、らい予防法のせいで人権は認められず、療養所とは名ばかりであったそうです。看護師はおらず自分たちで注射を打ったり、症状の軽い人が重い人の介護をしていたそうです。

また、入所者の方だけでなく、その家族の方も差別を受けました。遺伝すると考えられていたので、一度家族の中から患者が出たとわかると、その家族みんなが病気じゃないかと思われたということです。だから、病気になったら最初は家に閉じこめられたそうです。医師に3ヵ月から3年で出られるといわれ、その言葉を信じ入所した人がほとんどでした。でももう50年になるのです。

「今さら故郷へ帰るつもりはない。こんな醜い姿になった今、家に帰っても家族に迷惑をかけるだけだ。」とおっしゃった方がいます。この方は高知県出身で、家族とはもう30年も絶縁状態だそうです。家に帰ったら自分のせいで家族が差別を受ける。それならここで一生を過ごすそうと考えたそうです。この方ばかりでなく、多くの人たちが故郷へ帰らず、帰れずに島へ残りました。私なら家族に会いたい一心で家へ帰りたと思います。入所者の方は思いとどまったけれど、心はとても傷ついていたと思います。

全国的にハンセン病療養所の入所者が高齢となり、青松園も後15年もすれば閉鎖されます。そんな今、入所者の方々が私たちにとっておきたいことは、ハンセン病で苦しんだ人々の思いを忘れず、いつまでも憶えておいてほしいということでした。

私は、偏見や差別で苦しんだハンセン病回復者の方々の存在を忘れません。たとえハンセン病療養所がなくなっても、他の病気で偏見や差別に苦しむ人がいないように、もう二度と同じことが繰り返されないように、いつまでも忘れずにいたいと思います。

(平成17年度高知県人権作文応募作品より)



上空から見た大島
(香川県高松市庵治町)

Point ポイント

ハンセン病の歴史は社会から隠されてきた歴史であり、直接私たちの生活と結びついているように感じにくいかもしれません。しかし、エイズやO-157の患者やその家族の方に対して、私たちは知らないうちにハンセン病と同じ反応を繰り返してきている事実があるのではないのでしょうか。

そして今もハンセン病回復者のほとんどの方は、自分の故郷へ帰れずにいます。感染症について理解を深めるとともに、地域のなかや自分自身のなかにある偏見などについて考えてみましょう。

すすめ方の例

- 1 4～6人のグループをつくります。
- 2 「話のタネ」を配り、担当者が読みます。
- 3 「話のタネ」を読んで心に残ったことを出し合います。その時、どうして心に残ったのかも話しましょう。
- 4 出てきた話をもとに、ハンセン病回復者の方が、安心して故郷へ帰るために必要なことについてグループで話し合います。
- 5 グループで出された意見を代表者が発表します。
- 6 話し合いのなかで出てきた意見や Point ポイントなどをおりまぜながら、担当者の全体をとおしての感想を言って終わります。

ハンセン病って治る病気だから差別しちゃういけないのかな？



感染力が強いとか弱いとか、遺伝するとかしないとか、治る病気が治らない病気だとか、問題じゃないよね。

「差別・偏見と闘い続けて」（曾我野一美さん：高知県出身の大島青松園入所者）

鹿児島と熊本の療養所の仲間が、1998年7月31日、熊本地方裁判所に国家賠償請求訴訟をおこしました。私は最初、傍観していました。民事裁判で争うつもりはなかったのです。しかし、国が出した答弁書を読んで怒りを覚えました。その内容は「強制収容した覚えは全くない。」「強制労働させたこともない。」「妊娠した女性の墮胎をさせたこともない。」「男性の輸精管切除を行ったことはない。」というものでした。それを見て私は、「40数年、患者運動の先頭に立って苦勞してきたけれども、この答弁書を認めていたのでは、今まで何をやってきたか分からない。これは許されない。」と療養所の仲間とともに立ち上がりました。この裁判は90年間の残酷無惨な扱いを「憲法に違反する」として闘うものでした。人間の尊厳を問う問題であり、人間回復をねらいとする闘いでした。

勝訴の判決が出たときには、もうものすごい歓声で、法廷が割れんばかりでした。「闘いを続けてきて本当に良かった。」「黙っていたのでは、こういう世の中は来なかつたらう。」と、みんなで確認しあいました。そのときの喜び、爽快感は言葉で表現できない、それだけ大きなものでした。私はその時に、全国の療養所の納骨堂で無念の思いを抱いて眠る2万数千の先輩たちに、生の声でこの判決を聞かせたかったと思いました。そして、90年もの長い間残酷無惨に非人間的な扱いをした、らい予防法の犯した過ちに対する糾弾を続けていこう、発言は止めまいと決心したのです。

(2001年度四国地区人権教育夏期講座講演録より)



風の舞

故郷を離れ、この島で生涯を終えた人々の魂の復権と、その魂が風に乗って解放されることを願い、「風の舞」と名付けられた。

(1992年建立)

魂の園

塔和子

今が錯覚の春だとしたら
強制的にふるさとを追われた
過酷なあの日は冬でした
私もいま目の前の快さにあやされながら
冬の最中に没した
あなた達のそばに少しずつ
少しずつ近づいています

生き抜きましょう

暖かい人々の手によって成った

魂の園で

こころおきなく

この肉体から

解放されるために

(この詩はモニュメント「風の舞」の建設にあたってよせられた詩です)

(出典 <http://www.kyodo-eiga.co.jp/tokazuko2.html>)

塔和子（とう・かずこ）略歴

- 1929年 愛媛県に生まれる。
- 1943年 ハンセン病により、国立療養所大島青松園に入園
- 1999年 第15詩集「記憶の川」が第29回高見順賞受賞

塔さんの詩は、一貫して人間の存在を肯定するものです。ハンセン病を病んだことによって、少女時代に隔離され、療養所という囲いの中での生活を余儀なくされた人生。しかし塔さんは、その厳しい現実を凝視する中で、病気の苦しみを嘆くのではなく、人間としての根本的な存在の意味を問い続けてきました。

(「いのちの詩」塔和子詩選集より)

大島青松園 園長の話（平成17年11月30日）

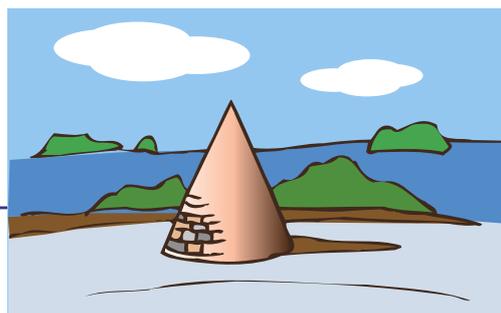
入所者は現在158名、平均年齢は77歳です。75歳以上の方が全体の3分の2を占めています。一番若い人は58才です。入所年数の平均は50年です。一番長くいる人は75年です。これまでに2,045名の方がこの島で亡くなりました。入所者は5年後には100名、10年後には50名前後になると予想されています。また10年後にはほとんどの入所者が病棟入室患者ばかりになると考えられます。

職員は厚生労働省に属する国家公務員で約270名います。この島の郵便局、売店、食堂以外はすべて職員を配置し、医療だけでなく福祉や電気・水道・環境整備などの管理や運営を行っています。葬式や火葬も職員が行います。遺骨については、遺族の9割の方が大島青松園と故郷との分骨を希望されています。

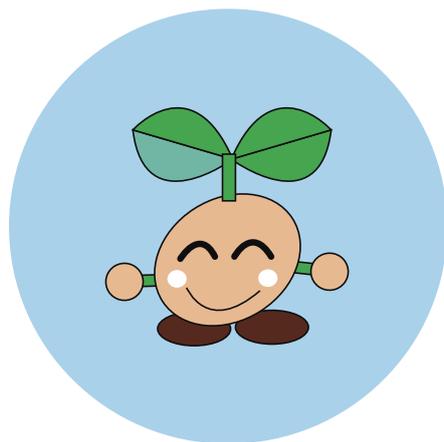
先日、入所者の方全員に今後どのように生活したいかアンケート調査を実施しました。75%の方は「最後までこの島でいたい」という答えでした。その他の人は「高松に引っ越す」「他のハンセン病施設に移る」という答えでした。特に70歳以上の人は、この島への定住を希望する人ばかりでした。全国のハンセン病施設の自治会からは統廃合や移転をしないようにとの要求が出されています。現在の入所者の意見を尊重して考えていきたいと思えます。

将来、この島に入所者がいなくなった時は、香川県民の判断によって無人島にするのか、または他の施設として利用するのかが決まっていくと思えます。ただし、この島は交通機関は船のみで、夜間や波が高いときは船は出ません。

この施設を訪れたり、園外で職員や入所者と交流したりする人たちが、年間約100団体・1万人くらいいますが、微々たる成果でしかありません。四国だけでも約450万の人がいます。私たちの取り組みだけでは、ハンセン病の正しい理解と入所者の方の思いを全ての人に届けることは困難です。家に帰られたら、家族やまわりの人にハンセン病や療養所や入所者の話をしてほしいと思えます。



担当者としての「いろは」



人権学習の担当者から出された疑問や不安をもとに、
知っておきたい心構えや技術をまとめてみました。
ぜひ参考にしてください。

い 「人権学習の担当者」って何だろう？

- 人権について参加者に伝えたいことをしっかり伝える、参加者からの多様な意見を人権に結びつけるのが役目です。しかしあまり難しくとらえず、ともに学ぶ進行役、あるいは参加者がもっている知識や経験を引き出し、参加者が協力し合って新たな気づきを生み、行動につなげていくための促進役と考えましょう。
- 人権学習は「教え導く」というより、参加者が共に学び合い、気づき合い、深め合うことが大切です。答えは参加者のなかにあります。「みんなで考えてみようよ」「一緒に学ぼう」という気持ちで進めていきましょう。

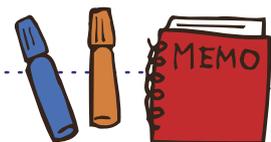
3 人権ワークショップって何だろう？



- ★参加体験型では学習した気にならないと言われたとき。
- ★こんな講座は苦手と思っている人に満足してもらうには？

- 多様な情報を注入しようとしても、人は自分がほしい情報しか受け取らないもの。けれど、自分の心と重なった情報は、素直に受け取ることができます。担当者が伝えたいことを参加者の心にどう重ねていくかがカギです。
- 単に話を聞いたりビデオを見たりするのではなく、「思っていることがつづやける（本音が出せる）」こと、それに対して「思いを返していく」ことがワークショップの長所です。
- 人権ワークショップでは特に、「上下関係を意識しない水平な関係」、「自由で気楽な遊び心」（常識にとらわれている人を、ほんの少しの「非常識」でびっくりさせて、「なあんだ、これでもいいんだ」ということに気づいてもらう）を大切にしたいですね。
- 「同じ年齢」「同じ職種」など、同質のグループはあまりおもしろくありません。若者から高齢者まで混ざっている方が多様に意見が出てくるからおもしろいのです。多様な意見や考えに触れることによって、自分の考えを見つめ直すことができます。

は 担当者としての力量を どう高めたらいいのかな？



- ★担当者になるためにはどんな勉強が必要なの？
- ★自分がまちがったことを言ってしまったたりしないかなあ。
- ★自分の人権感覚はどんなのだろう？

- どんな欲に知識を得るようにしましょう。マンガから、テレビから、講演会から、新聞から…。材料は多様にあります。わからないことはそのままにせず、まわりの人や専門機関などに連絡をとって聞きましょう。そういう姿勢が力量を高めていきます。

- 人権問題を学ぶときは、今どういう状況で偏見や差別があるのか、背景（起こり・原因）には何があるか、他の人権問題とのかかわりは何かなど基本的なことを押さえてくださいね。個々の人権問題について、最小限の歴史も知っておきたいです。国や世界の動きとも連動させながら、県や市町村の動きをつかむことも大切です。
- 自分の人権感覚はどうかと自らに問い続ける、学び続けることが最も大切なことです。差別をなくしたいと考え、学習しているうちに、自分の人権感覚などいろんなことが見え始め、とぎすまされてくるはずですよ。



に 課題の設定をどうすればいいのかなあ？

- ★地域の方々が関心ある課題は何？
- ★参加者・地域の要求にどう応えていけばいいの？

- 各市町村でどのような人権課題を取りあげて学習会を行っていくかは、地域の実態が違ってきますので、担当者がこれまでの取り組みや地域のニーズを把握することなどが大切になってきます。担当者側が「こんなことを伝えたい」というものと、地域の「こんなことを学びたい」との接点をどう設定するか。このことは、参加者の参加したいという意欲にもつながってきます。
- 担当者側が伝えたいことも大事にしたいものです。「伝えたい」が「学びたい」こととしっかりつながるようなプログラムをつくることも大切になってきます。

ほ 学習会への呼びかけの仕方や効果的な方法を教えてほしいなあ！

- ★参加者を多くするためには（人が集まるだろうか）？
- ★募集の際、興味をもってもらうためには？

- まずは、「参加してみたい」という思いをもってもらうことが大切です。そのためには、広報（チラシ）に気持ちが伝わるデザインの工夫を心がけましょう。文字は多すぎないように、要点だけに絞りましょう。目的・テーマ・日時・場所・主催者・連絡先・申込方法、そして心を込めた誘いの言葉を入れましょう。できるだけ堅苦しくならないよう、ユニークなデザインに挑戦してみましょう。
- 目星をつけた人に直接声をかけるなどの方法もあります。日頃の人的ネットワークが参加者を増やしたり、参加者層を広げたりすることにもつながります。
- 内容を魅力的にすることもお忘れなく。好感がもてる、共感できる、身近に感じられる、そんな内容にしていきましょう。そうすることで口コミで広がっていくかもしれません。



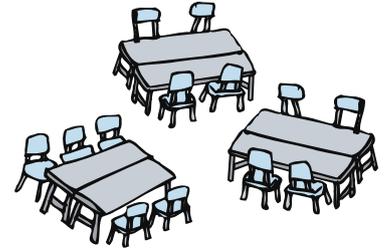


研修会で役立つもの・ことを教えてほしいなあ！



〈居心地のいい場づくり〉

- 参加者にとって、居心地がよい場を設定することは人権学習ではすごく大事です。そのためにも、参加者一人一人の状況をイメージしてみましょう。
@育児中の人→託児施設 @障害者・高齢者→バリアフリーな施設や配慮
@男女の人数など→少数を無理にばらけさせない @外国人や非識字者→漢字にルビなど、可能な範囲での支援を考えておきましょう。
- 人権に配慮した空間をつくることができれば、会議室や和室でなくてもかまいません。ただし、窓のない部屋は避けましょう。
- 机の配置も工夫一つで雰囲気さがらりと変わります。長机を2～3台くっつけて島（アイランド）に。これが1グループです。向きをバラバラにすると形式張りません。隣グループとの間は人が通れるくらい。隣のグループの声が聞こえる方が気楽に話せます。静寂のなかでは発言に勇気があるものです。
- スクール形式から始め、グループ分けをして島にする方法もあります。「違った人と出会える」「開放感や仲間意識を生む」「共同作業することで雰囲気をくっつけていく」などの効果があります。
- テーブルクロスをかけたり、お茶やお菓子を用意したりしてサロン風にするのもいいですね。



〈プログラム〉

- プログラムは会場に入ってきた参加者がまず目にするものです。「わかりやすい」「興味を引く」「全体のイメージをもてる」「ねらいがそこからおってくる」ものがいいです。それが心の準備にもなります。
- プログラムをもとに全体の流れを説明すると、どんなことをするのかわかるので参加者は安心します。



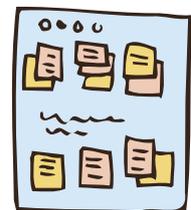
〈小道具たち〉

付箋（裏面の一片にのりがついたもの）

- 付箋は手のひらサイズ以上で、貼ってはがせるのりが裏の一片についたものがいいですね。書くときは水性マーカーで大きく書くと、どの方向からでも読めます。書き留めれば忘れないし、短く端的に書くから考えをまとめる訓練にもなります。
- 意見（付箋）を模造紙に貼っていきます。自分の意見が貼られるとうれしいものです。意見を動かしたりできるので、深めたり発展させたりできるし、共通理解が得られやすいです。デジカメなどで撮れば記録にもなります。

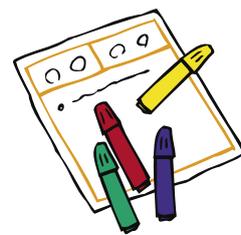
模造紙

- 方眼模造紙が便利です。縦横に薄くガイドラインが入っているので、文字も線も書くときに抵抗が少なくなります。



水性マーカー

- 裏写りしない水性のものを使いましょう。油性だと臭いで気分が悪くなる人もできます。色のもつ役割を紹介します。
- ◆黒……………文字を書くのに適している。しかし、黒ばかりでは画面が単調になる。枠取りには不向きな色。
- ◆赤……………注意を促す色。タイトルやアンダーラインにも有効。
- ◆青・緑……………賛同意見やアイデアが出されたときに。イラストや野線などにも適している。
- ◆茶・紫……………質問や疑問に。意見のやりとりの間に出された、ちょっと視点を変えてくれるようなことを書き留めよう。
- ◆黄・オレンジ……………文字を書くのには適さない。黄色は特に見えにくい。野線やイラストに使うと効果的。



と 学習計画はどうやって組み立てればいいのかなあ？



- ★人が集まってくれるような学習内容はどんなのだろう？
- ★学習内容を考えるときに大事なことはどんなことだろう？

- まずは、「ねらい」「対象者」を明確にしたうえで、時間枠のなかでねらいを達成するためにはこんなことがあるかと常に念頭において学習計画をたてましょう。
- 学習計画をたてる時には、一つ一つの活動を焦点化して細かく見ていくことと、少し引いてみて全体の流れのなかではどうだろうかと考えていく、両方の視点で見ることを心がけましょう。
- すすめ方考える時は、「話のタネ」のテーマやねらいに向けて、参加者の気持ちが少しずつ近づいていけるような話し合いの小テーマ（小項目）を3～4考えて、それを質問していくと参加者は考えやすくなります。
- ワークショップのプログラムの大まかな流れについては、2ページをご覧ください。
- 「みんなで作る人権学習」では、1時間30分～2時間の研修をイメージして「話のタネ」を作っています。市町村で行う人権教育推進講座では3時間くらいのもので、「話のタネ」を活用する場合は、ねらいに即したタネを選び、展開の仕方を工夫するといいでしょう。「時間にゆとりをもつ」ことを忘れないようにしましょう。
- 「話のタネ」は完全ではありません。地域の実態に合わせてアレンジすることが大切です。それが、「話のタネ」（学習教材）に「心」を入れる作業（「話のタネの謎解き」）です。

例えば、

- ・話のタネにまつわる「体験・経験」を出してみる。（自分と重ねて考える）
- ・タネのねらいについて自分で考えてみる。（ Point ポイントなどを参考にしつつ再吟味）
- ・すすめ方を工夫する。（アレンジ。効果的にねらいを伝えることができるか）

担当者自らが「話のタネの謎解き」をし、自分のものにしましょう。学習計画をたてる過程が学習の場そのものです。

ち 担当者にはどんな技術やテクニックが いるのかな？



- 「技より心」が大事です。どのような技も「心」が土台にないと相手には伝わりません。相手に思いをはせる、心を配ることによって、いろいろなことが見えてくるし、それが参加者にとって居心地の良い場づくりにも活かされます。
- 例えば、参加者全員が「書ける」「読める」とは限りません。「知らないかも知れない」から始めましょう。特に住民啓発はそうです。読み書きできなくても参加できるということも重要な要素です。また、部屋を回りながら声がけなどして心をほぐしていくことも大切なスキルです。
- 常に「何をねらいにやろうとしているのか」を自分に問いかけながらやりましょう。例えば、話のタネを活用する場合も、タネを実践することが目標ではありません。ねらいを達成するための手段としてタネがあることを忘れないようにしましょう。
- 参加者に受け入れられる条件は、話のうまい、へたではなく、取りあげるテーマや課題について参加者に伝えたいことがあり、そのために一生懸命学んできたあなたの姿勢そのものです。

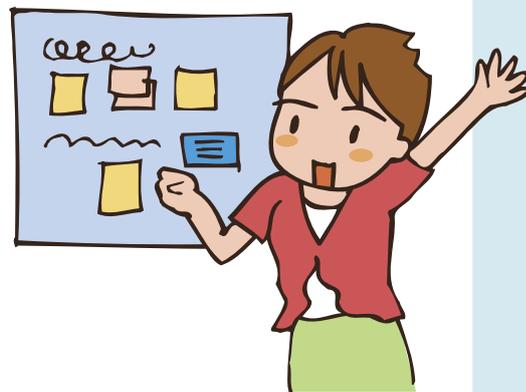
り 上手に意見交流をするためには？

- 参加者の「わからない」という意見をまずは肯定しましょう。「わからないあなたが悪い」ではなく、「わからない資料をつくってごめんね」という気持ちで参加者に対応していきましょう。
- 「これぐらいは知っているだろう」という思い込みはもたないようにしましょう。人権や人権問題に関する正しい知識は意外と知られていないものです。ただし、参加者はこれまでの生活のなかで知らず知らずのうちに、社会にあるさまざまな偏見や差別意識の影響を受けていることは認識しておきましょう。
- 年齢やこれまでの学習経験の有無などによって、意見や考えに違いがあるのは当然です。多様だからこそ学び合うことができます。無理に意見を調整しようと構えるのではなく、多様な意見から学ぼうとする姿勢（違いを共有していくこと）が大切です。
- ワークショップはなかなか自分が思うようには進みません。「計画通りに行く方が珍しい」「予定調和のワークショップはつまらない」くらいの心構えで、一回限りの創造的な学びを楽しみながら、工夫を忘れず挑戦しましょう。
- トラブルはつきものです。「失敗した時にへこまない」を心がけましょう。次に改善すればいいのです。場数を踏んで、次はここを変えよう、次はここ…と一つ一つ前進しているという実感を持ちながら頑張りましょう。



ぬ 当事者の思いをどう伝えればいいのかな？

- 担当者は、人権問題について日頃から被差別の当事者の話を聞くなど、その思い（怒り、悲しみ、つらさ、喜び）や考えにふれ、理解しようと努力することが大切です。学習会ではコメンテーターとして当事者に参加してもらうこともできますが、それができない場合でも、当事者の声や意見を紹介したり、聞き取りによって当事者から受け取ったものを自分が感じたことや思いを重ねながら参加者に伝えましょう。そうすることで、より充実した学びを共有できます。



る 学習会のルールとその決め方を 知りたいなあ！

- 参加者一人一人にとって居心地の良い場所とするためには、学習のルールが必要です。学習会のはじめに確認する、あるいは特に関係のある場面で確認するなど機会を捉えてしっかりと伝えましょう。
- 「傾聴」…まずは相手が何を言いたいかをわかろうとし、否定せず受け入れながら聴くこと。それが相手を理解することの第一歩です。それによって自分の考えや気持ちもわかってきます。そして、新しい対話が生まれます。
- 「守秘」…エピソードは人それぞれに大切なものです。普段は人に話したことのないエピソードでも対話のなかで触発され、語られることもあります。研修会の部屋のなかだけで留めておきましょう。それが相手の人権を尊重することにもなります。
- 参加しない自由…参加者のなかには、話し合いが苦手な人もいます。内容的に参加したくない場合もあります。「参加しない自由」を認めましょう。無理強い人権の学習には似合いません。
- まじめな雑談…研修会や学習会は、人権についての「まじめな雑談」だと考えましょう。



を 参加者とのやりとりを具体的に どうすればいいのかなあ？



〈力を借りる〉

- ★自分が言っていることと反対のことを言われたらどうしよう。
- ★わからないことを質問されたらどうしよう。
- ★思いもよらない発言が出て答えられなかったらどうしよう。

●参加者の力を信じ、借りてみましょう。「それは少し違うのでは？」など、参加者のなかに応援してくれる人が必ずいます。ただ、そういう人が現れるのをじっと待つのではなく、「この人だったら答えられるかもしれない」「この人の考え方を広めていきたい」という人を、ワークショップをすすめていくなかで見つけていきましょう。そういう参加者の力を借りながら、参加者全体の人権意識の高まり・広がりをめざしましょう。

〈意見を引き出す〉

- ★参加者から意見をどうやって引き出すか？
- ★意見がない人にどう対応するか。
- ★一人の発言時間が長すぎて、他の人が言えなくなったら？

- 参加者が迷わないように、「何を」「どうする」のかを分かるように言いましょう。
- また、参加者に考えてもらいたいことなどを質問したときは、例を出しましょう。「私は…」と自分のことを例に話していくと参加者もイメージがふくらみ、考えやすくなります。
- 各グループに近づいていって聞き耳をたてましょう。その意見をメモしておいて、次のステップに行くときに「こんな意見が出てましたね」と全体に確認していくこともできます。これなら「話を聞いてくれている」と思うし、参加者との距離も縮まります。
- 一人の発言が長くなったとき、発言を受け入れつつきりの良さそうなところで、「他の方の意見も聞いてみましょう」とさりげなく他の参加者の発言を促してみましょう。発言の機会を参加者全員に保障することが大切です。

〈消極的な参加者への対応〉

- ★こんなことやっても…という雰囲気に参加されたときは？
- ★イヤイヤ参加する人にはどうしたらいいのかな？

- こっちに向かないからと腹を立てるのではなく、消極的に構えている人がどうすればこっちを向いてくれるのかという視点で考えていきましょう。
- 話したくないとか参加したくない人がいても、その人の状態を尊重します。ただ、そういう状態の人に担当者が声をかけることは、「あなたも参加者の一人ですよ」というメッセージを伝えることになります。話し合いのルールを確認するのも、お互いの学びの場であるという意識づけになるでしょう。



〈否定的・差別的な発言が出てきたとき〉



★差別的な発言が出たら？

★人権教育不要論が出たら？

- 参加者の力を信頼することが大切です。一人で背負わないようにしましょう。問題だと思う発言があったときは、その時、その場で返すのが理想的です。
- 「差別だからダメ」と切ってしまうのではなく、まずは相手が何を言いたいのかをじっくりと聴きましょう。そして「あなたの言いたいことはこういうことですか」と問いかけ、自分の言葉で相手の意見を確認しましょう。そして、「他の人はいかがですか」とまわりに発言を求めてみましょう。それで賛同してくれれば流れは変わってきます。その時、「よく言ってくれました」とすぐに飛びつくのではなく、「そういう意見もあるんですね」と参加者がお互いに意見を出し合うなかで自然にその場で互いに判断がつくような状況（「あれっ」と気づき、考えてもらえるような状況）をつくっていきます。それでも良い方向に進みそうもないときは、「私の知り合いで…」 「私はこんな体験をしました」と別の角度から紹介し、参加者に問うてみましょう。何か方法があるはずです。どこかに出口はあります。最後の手段は正論で勝負するしかありませんが。
- とにかく、少なくとも「あなたの意見には同意できない」ことは伝えていきましょう。

〈差別・被差別体験が語られたとき〉

- 「話のタネ」などの学習教材をもとにして語られる参加者自身の差別・被差別の体験（エピソード）が、実は最も貴重な教材だと言えます。参加者は必ずと言っていいほど差別や被差別の体験とそれにもとづく意見や気持ちをもっています。とくに差別・被差別の体験を語るときは苦痛を伴う場合が多いのだということを忘れないようにしましょう。
- 人は、自分にとって身近な人たちが差別・被差別の体験を語ったとき、はじめて差別は「遠くのこと」「過去のこと」ではなく、「今、ここにある」と実感できます。こうして語られるエピソードを共感的に受け止め、みんなで共有しましょう。それらをもとに人権を大切に生きる生き方について考えていくことが大切です。



学習会のまとめ（意味づけ）はどうすればいいのかなあ？



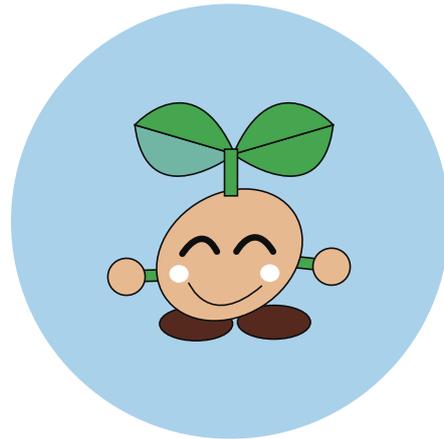
★きちんとした答え（結論）を出さないと、言っぱなしで終わるのではないか。

★出てきたたくさんの意見（個人、グループ）をまとめられるだろうか？

★自分の考えや意見をどの程度述べるべきか。

- 最後の「意味づけ」はやはり大切です。話し合ってきたことが、人権を大切にすることとどのようにつながるのか、そこを伝えることはとても重要です。意見の出っぱなしで終わってしまうと意味がありません。当事者に語っていただくなどいろいろな方法がありますが、要は、「何を伝えたいか」が大事になってきます。
- しかし、自分の思いや願いを伝えようと肩に力を入れなくてもかまいません。参加者の発言を聴いての感想を交えましょう。あまり難しく考えすぎず、**Point** ポイントを活用してねらいや担当者の気持ちを伝えていきましょう。
- ねらいにせまるような話し合いや感想がなかった場合は、「私はこんなことも考えましたが…」 「時間があればこんなことも話し合っていたいと思いました」など、感想のなかに入れてねらいを伝えましょう。

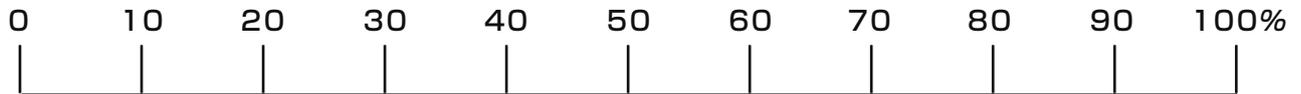
ふりかえりシート



最後に「ふりかえりシート」に記入してもらい、研修について参加者の率直な意見や感想を教えてください。ここでは1つの例を示していますので、ねらいに応じて内容を工夫してみてください。

ふりかえりシート

(1) 今日の研修の満足度は？



(2) 「話のタネ」はどうでしたか。

1 ----- 2 ----- 3 ----- 4
よくなかった あまりよくなかった よかった とてもよかった

(3) 今日の研修では、新しい発見や気づきがありましたか。

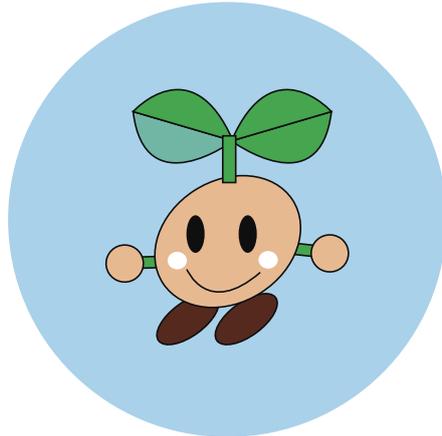
1 ----- 2 ----- 3 ----- 4
まったくなかった あまりなかった まあまああった けっこうあった

(4) 今日の研修で、今後のあなたの生活や仕事に活かせることがありましたか。

1 ----- 2 ----- 3 ----- 4
まったくなかった あまりなかった まあまああった けっこうあった

(5) ひとことコーナー（感想やご意見があればお願いします）

みなさんの力を お貸してください



この本をご活用いただき、「あなたの地域からのエピソード提供」（64ページ参照）、「担当者のみなさんのご意見」（65ページ参照）によって、たくさんの情報を高知県教育委員会事務局人権教育課までお寄せください。それをもとに、人権教育をすすめていくための学習教材を更に充実させていきたいと考えています。
みなさんの力をお貸してください。よろしく申し上げます。

★お問い合わせ、送付先はこちらです！

住所：〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

高知県教育委員会事務局人権教育課

電話：088-821-4931 FAX：088-821-4559

メールアドレス：310801@ken.pref.kochi.lg.jp

あなたの地域からのエピソード提供

あなたの地域では、この本の「話のタネ」からどのようなエピソードが語られましたか？
そのエピソードをぜひお知らせいただき、「高知ならではの話題集（仮称）」づくりにご参加ください。

研修会の名前	
開催日時	年 月 日 : ~ :

こんなエピソードが語られたよ！

※提供いただけるエピソードについては、発言者の了解をお取りください。

※提供いただいたエピソードを無断で公にすることはありません。「話題集」の素材として活用させていただく場合は、再度本人に確認をとらせていただきます。

担当者のお名前		ご連絡先	
---------	--	------	--

担当者のみなさんのご意見

この本を使ってみていかがでしたか？感想などをぜひお寄せください。みなさんのご意見をもとに学習教材の中身を変えたり、ホームページや研修会などで紹介して、担当者のみなさんどうしの交流にも役立てていきたいと思えます。

学習会の名前		参加人数	
開催日時	年 月 日	: ~ :	
どの「話のタネ」を使いましたか	SEED()		
ここはもっと工夫した方がいいかも			
使ってみての感想（うまくいったところ、苦労したところ、悩み、要望など）			
担当者のお名前		ご連絡先	

さいしょのタネをわたします

